## 第35回 国立公文書館分科会 議事録

大臣官房公文書管理課

- 1. 日 時: 平成 24 年 7 月 25 日 (水) 14:00~17:10
- 2. 場 所:国立公文書館4階会議室
- 3. 出席委員:御厨分科会長、大隈分科会長代理、石川委員、中野目委員、野口委員
- 4. 議事次第
  - (1) 平成23年度の業務実績について
  - (2) 平成23年度の財務諸表等について
  - (3) 今後の開催予定等について

## 5. 議事

○御厨分科会長 それでは、本日はお忙しい中を御参集いただきまして、本当にありがと うございます。お暑い中、本当に御苦労様でございます。

内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしております。有効に成立していることをまず確認をいたしました。

ただ今から、第35回「国立公文書館分科会」を開催させていただきます。

まず初めに、国立公文書館に人事異動がございましたので、事務局から御報告をお願い いたします。

- 〇小林課長 事務局でございます。国立公文書館の市川次長が御退任になられまして、本 年4月1日付で新たな次長といたしまして、大津前総務課長が御就任になられました。
- ○御厨分科会長 続きまして、事務局である内閣府公文書管理課にも人事異動がございま した。報告をお願いいたします。
- ○小林課長 事務局でございます。同じく4月1日付で岡本前課長が福岡大学に出向となりました。同日付で私、小林真一郎が公文書管理課長を拝命しております。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○御厨分科会長 よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に事務局の方から配付資料の説明をお願いしたいと思います。

○小林課長 お手元の資料の確認をさせていただきます。

資料1「平成23年度の業務実績に関する項目別評価表(案)」といたしまして、この評価項目ごとの実績につきまして、公文書館から自己評価と併せて御報告させていただくこととしております。

資料2「平成23年度の業務実績に関する総合評価表(案)」。空欄となっておりますけれども、この評価の欄に委員の方々から御意見を記入していただくことになっております。

資料3は冊子状のものでございますけれども「平成23年度独立行政法人国立公文書館業務実績報告書」。

資料4は昨年、分科会から指摘された事項につきまして、国立公文書館の対応状況について整理の上、記載したものとなってございます。

資料5「平成23事業年度財務諸表」。事業報告書が附属してございます。

資料6「平成23事業年度予算・収支計画・資金計画及び実績」。

資料7は今後の開催予定でございますけれども、これは本日最後に御説明をさせていた だきたいと存じます。

参考1につきましては、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会が行いました 22 年度の評価結果となってございます。国立公文書館に対しましては個別の指摘はなかったところでございます。内容の再確認のため、前回の分科会に引き続き配付させていただいております。

最後に参考2でございますけれども、総務省の政策評価独立行政法人評価委員会から、 各府省の独立行政法人評価委員会へ発出されているものでございます。評価の際に視点と して御参照いただければと存じ上げます。

説明は以上でございます。

○御厨分科会長 それでは、これから議事に入らせていただきます。

本日は、国立公文書館から平成23年度の業務の実績等について説明を受けることになっております。委員の皆様には不明な点については御質問などをしていただきまして、項目別評価表と総合評価表に評価を御記入いただきます。本日は公文書館の田部井監事、梶井監事にも出席をいただいております。後ほど御意見を述べていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、公文書館の方から平成23年度の業務の実績及び自己評価について説明をお願いしたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

○高山館長 館からの説明に先立ちまして、館の実績の概況の報告とごあいさつをさせて いただきます。館長の高山でございます。よろしくお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本日御多忙の中、また、大変暑い中をこの分科会のためにお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

この後、事務局から平成23年度の業務実績について詳細な報告を申し上げますが、それに先立ちまして概況的なことを2~3申し上げたいと思います。

平成23年度は公文書管理法の施行という、国立公文書館にとりましては公文書管理制度の在り方を考える上でも大変重要な年であったわけでございます。国立公文書館はその中心的な役割を担う機関といたしまして、そういう自負を持って従来にも増して積極的かつ真摯に諸課題に取り組んだと自負しております。

併せまして、平成23年は御案内のように3月に東日本大震災が起こりました。この震災の対応におきましても、その責務を果たすべく、館をあげて関連する取組みを行ってきたところでございます。

具体的に申し上げますと、新しい法律の下で利用審査業務を適正かつ厳格に行うために、公文書専門官を増員するなどの館の体制の強化を図りました。更に東日本大震災に伴う被災公文書等修復支援事業を実施いたしまして、現地の自治体や、この支援事業に雇用された被災地住民の方々から大変歓迎されたところでございます。これは今年度、24年度も継続して実施をいたしております。

このほか、新たな法的な枠組みの下で従来の国の機関に加え、独立行政法人等からの歴 史公文書等の移管が行われることになりまして、それにも取り組んでまいりました。

更に、国立公文書館も創立 40 周年を迎え、館の存在やサービスを国民にとりましてより 身近なものにするために、展示会をはじめ、さまざまな活動や試みを行なったところでご ざいます。また、国内外の研究者等の参加を得まして、アジア歴史資料センターの創立 10 周年記念シンポジウムも開催いたしました。そして、この 10 年間におきますアジ歴の歩み を総括させていただきました。こういった活動が主なところでございます。

申し述べましたように、当館といたしましては我が国唯一のナショナルでパブリックなアーカイブズとしての果たすべき使命を深く認識いたしまして、極めて小規模な経営資源の下ではありますが、震災復興支援活動等の想定外の事態にも対応しつつ、精いっぱいの積極的な活動を展開してきたと考えております。

委員の先生方にはこれまでもさまざまな場面で御指導、御支援をいただきまして、大変有難く感謝しているところでございます。この場をお借りしまして改めてお礼を申し上げますとともに、今後とも当館がナショナルアーカイブズにふさわしく活動ができますように、さらなる御支援をお願い申し上げまして、私からの報告にさせていただきます。

御支援をよろしくお願いいたします。

○御厨分科会長 ありがとうございました。

引き続き、次長の方から説明をお願いしたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○大津次長 どうぞよろしくお願いいたします。着席のままで説明をさせていただきます。 国立公文書館は、平成23年度は4月にスタートいたしました新しい公文書管理制度の下で、その制度の運用の中核を担う組織として、国民に対するサービスの提供を目指して業務体制の見直しを図りつつ、前進した1年でございました。

また、振り返りますと、22 年度の1年間をその諸準備の期間と心得まして、日々その準備に果敢に取り組んでおりましたところに、御案内のとおり3月の東日本大震災の発生によりまして、23 年度の業務実施計画に明記されました館が本来取り組むべきとされた実施業務に加えまして、この震災復興対応に館としても大きく貢献する意味から、地元自治体の被災公文書の修復支援を急きよ新たに23 年度実施業務に追加いたしまして、本来業務の実施と併せて館の役職員が一丸となって取り組んでいくという、大変多忙を極めた1年となりました。

以上の点を踏まえまして、お手元の資料1の項目別評価表に基づきまして、委員の皆様方から23年度の評価をお願い申し上げることになるわけでございますが、今年は特にお許しをいただきまして、昨年度はただいま申し上げましたように新しい公文書管理制度がスタートした年であり、また、震災復興の取組みにも尽力した年でもございましたので、館の業務活動に関しましては、それらに関する業務内容あるいは従来から担ってまいりました業務の中でも、新たに進展のありましたものに重点を置いて、その実績を中心に御説明をさせていただきたいと存じます。

なお、新制度の下とはいえ、館が従来から担ってまいりました各業務につきましては、23年度の業務実施計画にのっとり、そのすべてについて計画どおりに業務の遂行を行ってまいりました。その詳細につきましては本日、別途配付をさせていただいております資料3、こちらは23年度の業務実績報告書でございます。ページ数もかなり大部のものになっておりますが、そちらに記載をさせていただいております。

また、ただいまご覧いただいております資料1の項目別評価表にも、今年から各評価項目ごとに、その実績欄のところに資料3の業務実績報告書の記載箇所でありますその該当ページを記入させていただいておりますので、評価をお願いする際に併せてご覧いただきますと幸いに存じます。

それでは、資料1の項目別評価表の中から、23年度に館の取り組みました業務の実績につきまして、その主なものについて御説明を申し上げます。評価項目と実績の欄をそれぞれ対比してご覧いただきたいと思います。

1ページ1「(1)体制の整備」への取組状況でございます。公文書管理法の施行による新規事業への対応のために、新たに8名の常勤職員の増員が認められまして、この者の館内への適切な配置を含めまして、館の組織体制全般を見直すとともに、事務事業の効率的な執行の観点から、利用審査部門を新たに独立させて職員を専任化したこと。法務・内部統制担当を設置したこと、あるいは企画機能の充実を図るために、企画官を設置したことなどの組織体制の整備を図りました。

3ページ、v) でございます。新制度の下で国立公文書館法に基づく法定業務の1つとして、館の業務に新たに中間書庫業務が加わりましたので、その実施状況でございます。

従前、内閣府がパイロット事業として実施しておりましたものを引き継ぎまして、内閣官房と内閣府からの497ファイルの委託を受ける形でスタートをいたしております。23年度は各府省に対して公文書の中間書庫への委託の意向を確認するための調査を実施し、検討調整を行いました結果、新たに総務省、法務省など6府省から535ファイルの委託を受けることになりました。

また、23 年度末で保存期間が満了する予定の受託文書を各委託省庁に通知し、満了時の 措置確認を行うとともに、中間書庫から当館に移管する予定の文書につきましては、その 目録を作成しまして、それを各委託省庁あてに送付いたしました。 なお、受託しております文書の中には劣化がかなり進んでいるものも見受けられましたので、劣化防止の観点からほこり取りや、汚損のひどい文書につきましては委託元の各府省と協議の上で、それらの文書をつくば分館に一時移送いたしまして、燻蒸を実施いたしました。

同じく3ページ「(3)歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置」の「①受入れのための適切な措置」でございます。具体的には次の4ページになりますが、ii)につきまして、公文書管理法による法的枠組みの中で、従来の国の機関に加えまして新たに独立行政法人等からの当館への移管が加わることになりましたので、その受入状況でございます。

まず、事前の準備作業としまして、昨年度2回開催されました連絡会議の場を利用しまして、23年度に保存期間が満了する文書についての移管に向けての意向調査を実施することと、館に移管するまでのスケジュールを各独法に示しまして、その事前周知を図るとともに、その意向調査を実施いたしました。そして、この調査結果に基づきまして、移管の申し出のありました独法の法人文書ファイルを館から担当者が直接当該独法に赴きまして、その実地確認を行った上で、その適否の検討を行いまして、今年10月ころの館への移管に向けて、その旨を対象となる3法人に通知いたしました。

6ページ「②保存のための適切な措置」のi)でございます。公文書移管計画の一環として23年度から従来の紙媒体の歴史公文書の移管に加えまして、電子媒体による歴史公文書、いわゆる電子公文書の移管が加わることになりましたので、館ではこの新しいシステムの運用を開始いたしまして、各行政機関及び司法機関から合せて700の電子媒体を受け入れまして、ウイルスチェック、長期保存フォーマットへの変換、メタデータの付与作業などを順次実施いたしまして、その保存作業を完了し、館のデジタルアーカイブに目録データを搭載いたしまして、24年3月からインターネットを通じてその利用提供を開始いたしました。

7ページ「③利用のための適切な措置」の利用請求のあった特定歴史公文書のうち、要審査文書の審査状況でございます。こちらは新しい公文書管理制度の下、利用の請求権化に対応するため、利用審査業務を適正かつ厳格に実施する必要が生じましたことによるものでございますが、③ ii )のア〜ウでございます。一部は8ページにわたりますが、23年度は、理由請求に基づきまして利用決定を行いました特定歴史公文書等の3,783冊のうち、要審査文書となりましたのは1,468冊ございました。この1,468冊を審査いたしまして、その結果、全部公開といたしましたものが721冊、残りの747冊が利用制限情報を除いて公開としましたものです。

また、審査日数から見ますと、要審査文書の1,468 冊のうち、1,008 冊は30 日以内に審査処理を完了いたしました。残り460 冊のうちの211 冊は60 日以内に処理を終えておりまして、残り249 冊が60 日以内に審査ができなかったものとなります。

この 249 冊については、特定の利用者が一度に大量の請求を行ったものでありまして、 これら要審査となったものは、そのすべてに国の安全等に関する情報でありますとか、あ るいは個人情報が多数含まれている、更にその内容によりましては移管元行政機関への照 会など、慎重な審査を行う必要がありまして、審査に時間を要することになったものでご ざいます。

なお、30 日以内に審査を完了することのできなかった 460 冊につきましては、その利用 請求者に対して、その理由と審査に要する時間を遅滞なく通知をいたしております。

9ページ、v)利用制限等に対する異議申立てがあった場合の措置状況でございます。新しい公文書管理制度の下、利用請求を行った特定歴史公文書等に対して、利用制限を行う旨の決定がなされた場合、それに不服のあるときには利用者は館長に異議申立てを行うことができることになりました。新制度がスタートした23年度においては、6件の異議申立てが提起されましたが、このうち3件につきましては移管元行政機関等に対し再度の意見照会を行いましたところ、当初の意見を変更して、利用制限情報に該当するものではない旨の回答がございましたので、館長名により原処分を取消し、改めて全部利用とする決定を行いました。残る3件の事案につきましては、移管元行政機関等へ改めて調査検討を行う必要のない内容でございましたので、公文書管理法の規定に基づきまして、30日以内に公文書管理委員会に諮問を行いました。

なお、この3件の事案に関しましては、24年3月に公文書管理委員会から答申がございまして、その答申を踏まえて、また、その答申内容を最大限尊重することといたしまして、 原処分を取消して、改めて一部の利用を認める旨の決定を行っております。

次に、その下のvi)国民のニーズ等を踏まえた魅力ある展示会について、その開催状況でございます。館は、23 年度は創立 40 周年を迎えた年でもございましたので、例年開催してまいりました春と秋の特別展を創立 40 周年記念貴重書展と銘打って、それぞれテーマを定めて開催いたしました。また、新たな取組みといたしまして、従来行っておりました常設展示に代えて、月替わりで展示内容を変える連続企画展を6回にわたって開催いたしました。この連続企画展を実施するに当たりましては、館の職員、特に公文書専門官あるいは公文書専門員から広く提案を募りまして、来館者の興味を引くような多彩な企画内容で実施することで、展示会の質を高め、かつ、魅力の充実に努めるなどの工夫を凝らしたところでございます。

また、このことは、館職員の展示企画能力、あるいは所蔵資料についての調査研究能力を向上させることにも効果を上げることができたものと考えております。

11ページ、viii)館の保存する特定歴史公文書等の積極的な貸出しについてです。貸出し 決定を行うまでの審査日数は平均して4日と、従前どおり迅速な審査を行っておりますが、 23年度は、館創立以来初めて海外からの貸出し依頼がまいりまして、ドイツのマンハイム 市のライス・エンゲルホルン博物館に、大日本帝国憲法の御署名原本のレプリカの初の海 外貸出しを行いました。 ix)館の各種見学の受入れなど、利用者層の拡大に向けた取組状況でございます。館の見学受入れにつきましては、昨年のこの分科会で委員からも御指摘をいただいておりましたが、館の施設見学に書庫見学が可能になるように、23年度は公文書館見学実施要領を新たに定めまして、本館、つくば分館ともに従来は見学対象ではなかった書庫についても、新たに見学対象に加えることとしまして、教育研究機関、地方公共団体及びそれに準ずる団体を対象にしまして、ここには小・中・高等学校の低年齢層の方も対象範囲に含めまして、積極的な見学の受け入れを行うことといたしました。

その結果、23 年度の実績は、本館、つくば分館合せまして 52 の団体、人数では 831 名 に上りまして、22 年度の 600 人台から見学者人数も増加いたしました。

12ページ、xi)のつくば分館利用者への利便性向上のための方策についての検討状況で ございます。23年度はつくば分館に保存されております公開、部分公開となっております 特定歴史公文書の原本を、つくば分館に直接出向かずとも、本館において、これを利用し ていただくことが可能となるよう、その取扱い要領を定めまして、その運用を開始いたし ました。その結果、初年度としては27件、74冊の利用があったところでございます。

xii)館の積極的な広報の実施状況でございます。23 年度は、特にホームページ上に東日本大震災の特設ページを設置して、被災公文書の修復方法や震災に関する館の取組みなどについて、積極的に情報発信を行ったほかに、公文書管理法の施行を踏まえた、閲覧請求に際しての新しい利用方法などの内容を盛り込みました広報用ビデオを製作しまして、例えば本館1階ロビーにおいても常時放映しておりますほかに、ホームページにおいてインターネットを通じて配信する試みを初めて実施いたしまして、その動画を広く視聴していただけるようにいたしました。

13ページ④地方公共団体、関係機関等との連携協力の状況でございます。14ページになりますが、全国の公文書館等へのデジタルアーカイブ・システムの標準仕様書及び所在情報を一体的に提供する仕組みの構築に向けた意見交換の実施状況でございます。館では全国の公文書館等のデジタルアーカイブ化の推進に向けて、標準仕様書を作成いたしまして毎年訪問説明を行ってきております。23年度は大学アーカイブズが新たに公文書管理法の下、いわゆる国立公文書館等の組織に指定をされましたことから、今後の大学アーカイブズとの連携を視野に、積極的に訪問しての説明を実施いたしました。この取組みによりまして、新たに、神戸大学附属図書館大学文書史料室との横断検索による連携が実現いたしております。

また、冒頭申し上げましたように東日本大震災に対する復興支援の一環といたしまして、 同じく14ページの中ほどに続いて記載をしておりますように、地元自治体の被災公文書の 修復に当たる人材育成のための研修を実施いたしました。

この支援事業は、23 年度の第三次補正予算による予算措置を受けまして、23 年度末に当たります1月から、館が修復研修生を現地の住民の方の中から直接雇用することによりまして、現地に館の修復担当の職員を直接派遣し、その職員の指導の下に、修復研修生には

基本的な修復技術を習得していただくことにより、市役所や町役場が保有していて、主に 津波により被災した公文書を自治体自らがその修復作業を手掛ける際に、修復研修生にそ の中心的人材になっていただくことを目的として、実施しましたものでございます。24 年 1月から3月までの3か月間にわたりまして、被災をいたしました岩手、宮城両県の合せ て5つの市と町からの支援要請に基づきまして、館からは職員22名、延べにいたしまして 268人/日を派遣して研修事業を実施いたしました。

その成果としまして 110 名の修復研修生を育成し、また、修復できました公文書も合せて約 1,200 冊、枚数にいたしますと約 24 万枚を修復するという成果を上げることができました。なお、この修復支援事業は、今年度の 24 年度も引き続き実施していくこととしておりまして、現在、岩手県の大船渡市で実施中でございます。

15ページ「⑤国際的な公文書館活動への参加・貢献」でございます。昨年 11 月に国際公文書館会議 (ICA) の東アジア地域支部 (EASTICA) の議長国を務めておりました我が国が中心となりまして、EASTICA と共同主催いたしまして、その総会とセミナーを東京において開催いたしました。メンバー国の 5 か国及び国内からも関係者が一堂に会しまして、成功裏に開催することができました。

16 ページ、iii) 外国の公文書館との交流推進でございます。こちらは 22 年度に引き続きまして、23 年度も中近東のオマーン国の国立公文書庁から職員 2 名を修復技術研修生として受け入れまして、修復研修を実施いたしました。折しも本来業務であるところの館所蔵の歴史公文書等の修復作業、また、震災被災地の修復支援事業の実施に向けた準備の 2 つの事案が進行する中での研修指導の実施となりまして、館の修復担当は、これら 3 つの業務の両立を図りながらの業務遂行を担うことになりましたが、約半月間にわたる修復技術指導も無事実施することができまして、館の修復技術の高さがオマーン国からも改めて高く評価されたところでございます。なお、引き続き今年度も 10 月に、オマーン国からの研修生を受け入れる予定としております。

20ページ「(4)研修の実施その他の人材の養成に関する措置」でございます。館では公文書管理法の施行に伴いまして、従来実施しておりました研修内容の見直しを行いまして、公文書等のライフサイクル全般にわたる適切な管理を図るために、23年度からは主に行政機関及び独法などの職員を対象とした現用文書管理を中心とした公文書管理研修と、国及び地方自治体の公文書館等の職員、専門員を対象としました非現用文書管理を中心としたアーカイブズ研修を新たに設定しまして、それぞれ計画的に実施いたしました。

また、新たな取組みとしまして、各府省との共同で、館の職員を講師として派遣して実施する府省別行政文書管理研修と、地方自治体と共催による地域研修会もそれぞれ開催をいたしました。その結果といたしまして、当初、館主催の研修につきましては、年間の延べ受講者数を 200 名程度を目標とするとしておりましたところ、延べ 628 名の方が受講されまして、当初の目標を大きく上回る成果を上げることができました。

22ページ、iii) 専門職員 (アーキビスト) 養成の強化方策の検討でございます。実習実施要領に基づく実習として、高等教育機関と連携した人材養成に係る新たな取組みとしまして、23年度は大学等に在籍する者を対象とする実習、インターンシップの受入れを試行的に開始いたしました。

次に、アジ歴の関係でございます。23 ページ以下になります。アジ歴の 23 年度の業務活動のポイントは、1点目としてデータベースに約3,000 万画像のアジ歴関係の資料情報を収蔵していくとする、当該計画達成に向けての作業の継続。

2点目としまして、公開済みデータの精度の改善を図る観点から、既存データの遡及点 検作業の継続。

- 3点目として、次期システムを構築しての運用の開始。
- 4点目としまして、アジ歴トピックスなどのコンテンツの拡充作業。
- 5点目としまして、内外類縁機関とのネットワークの拡充・強化に向けた取組みの、以上5項目でございました。

そこで、まず23ページ(5)「①アジア歴史資料データベースの構築」につきましては、 国立公文書館等のいわゆる3機関から23年度は合計で約160万画像の提供を受けまして、 今年度中の公開に向けて、現在、鋭意作業中でございます。

また、22 年度に3機関から提供を受けておりました 193 万 9,000 画像につきましても、 今年1月までにそのすべての作業を終了し、公開をいたしまして、1年以内の公開を目指 すとした目標を達成いたしました。

結果として、この 193 万 9,000 画像を公開したことで、23 年度末の時点では、公開画像数の総数は約 2,440 万画像になりまして、23 年度計画の中で目標としておりました 2,439 万画像に到達することができました。

24ページ「②アジア歴史資料センターの利活用の推進」のうちのi)広報についてでございます。23年度はアジ歴の創立10周年の年に当たりましたので、これまでの10年間の歩みの回顧と今後のアジ歴活動への提言を得るために、シンポジウムを開催いたしました。国内外から参加したパネリストなどからは、アジ歴のこれまでの取組みとその成果に対し、異口同音に賞賛の言葉をいただくとともに、アジ歴の存在意義が高く評価されました。

また、このシンポジウムの記録やアジ歴データベースを利用した著作、論文などの一覧 を掲載しました 10 周年記念誌を刊行いたしまして、関係機関などに配付いたしました。こ のシンポジウムに参加したパネリストなど参加者からは、データベースの一層の充実や検 索機能の強化、目録情報の充実、公開資料の範囲の拡大などの御指摘をいただきました。

同じく 24 ページのイとウのアジ歴の効果的な広報や利用者拡大のための取組みとしては、モバイルサイトを新たに開設いたしましたほかに、研究会などの展示ブースで上映するアジ歴紹介動画を作成いたしました。また、全国の公文書館、博物館などを訪問しまして、専門員や学芸員の方を対象にアジ歴の取組みを紹介したり、今後の協力の在り方についての意見交換を行ってまいりました。

併せてこれらの施設の利用者の方にも、アジ歴の存在や活動を広く知っていただくために、それぞれの施設にアジ歴で作成しましたリーフレットの配付や、当該施設の展示内容に即した個別に作成しましたポスター、実は委員の先生方の前に3点ほどポスターを掲げさせていただいております。各機関の展示内容に即したような、例えば昨年NHKで放映されました「坂の上の雲」関係の日本海海戦の三笠あるいは小村壽太郎ですと宮崎県とか、それぞれの個別に作成したポスターを掲示していただくなどの手段を利用しまして、アジ歴の認知度アップに心がけてまいっております。

25 ページ、中ほどの ii ) でございますが、利便性向上のための諸方策につきましては、 5月にホームページの改定を行いました。そのほかにリンク先の拡大も行っております。

また、22 年度のモニターアンケートの結果を踏まえまして、9月に JPEG 画像の閲覧画面の操作の向上を図りました。なお、国内のアジ歴資料所蔵機関との間でも横断検索の実施や、共同の取組みに向けた情報交換を実施し、こちらは引き続き今年度も行っております。

26ページ「③データベースの構築の在り方についての検討」でございます。24年度以降につきましては、アジ歴諮問委員会から出された提言と、10周年記念シンポジウムにおけるパネリストなどからの御指摘も踏まえまして、これまでにいわゆる3機関との間で協議を重ねてまいりました。その結果といたしまして、24年度以降についてもデータの提供数については、各機関の予算の確保の状況を踏まえつつ、年度ごとに定めることにはなるものの、今後もアジ歴の事業遂行のために継続して必要な協力を行っていく旨の認識の共有を行うことができております。なお、その後の協議によりまして、24年度は約70万画像のデータベース化に向けた作業が行われることになりました。

また、これらに加えまして諮問委員会からの提言やシンポジウムでの御指摘に応えるために、これまでの3機関からの資料提供に基づく資料の公開作業を継続しながら、今後は3機関以外の機関が所蔵するアジ歴資料につきましても、その目録情報の提供などを新規に行うこととしまして、その相手機関の選定や当該機関との間でのデジタルシステム関係の技術的課題の調整を実施するなど、その具体的な取組みに着手いたしております。

以上がアジ歴関係でございます。

最後に、館の業務に戻りますが、29ページになります。7「(1)施設・設備に関する計画」でございます。23年度も22年度に引き続き検討しておりました本館耐震補強工事に必要な手続を進めてまいりました。そして、23年度末から耐震補強工事に着手することができまして、現在に至っております。

以上が23年度に実施いたしました業務の実績内容の主なものでございます。その他の箇所も含めまして御評価をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- ○御厨分科会長 そうしますと、22年度の指摘事項への対応状況の説明は。
- ○大津次長 それも御一緒でよろしゅうございますか。

○御厨分科会長 やっていただければと思います。

○大津次長 では、恐れ入りますが、資料4をごらんいただきたいと存じます。昨年、当 評価委員会から全体で 11 項目にわたる御指摘をいただいております。それぞれの御指摘に 当館がその後、どのような取組みを行ってきたのかということで、ここにまとめさせていただきました。ただいまの項目別評価表の業務実績の内容と重複する箇所も幾つかございますので、それぞれの対応状況の要点のみを御説明させていただきます。

まず「I. 項目別評価の総括」の「(1)体制整備の検討」につきましては、特に専門職員の将来的な在り方についての継続的な検討が求められるとの御指摘でございました。 23年度は、先に御説明申し上げましたように新しい公文書管理制度のスタートに向けて、 8名の常勤職員の追加が認められまして、過去に採用いたしました非常勤の公文書専門員の中から常勤職員としての登用を図りました。

その後の動きといたしまして、24年4月の人事異動の機会をとらえまして、常勤職員ポストに館採用の職員を充てる人事手続を行いまして、年度末の3月に非常勤の公文書専門員の中から2名の者を館内部に設置いたしました選考委員会の審査を経て、常勤職員に登用することといたしました。

また、専門職員の将来的な在り方についての検討につきましては、こうした非常勤の専門職員の中からの常勤職への積極的な登用を行う試みは、これまで育成してまいりました優秀な専門職員の定着化あるいは各人の自らのモチベーションの発揚を促す機会にもつながりますので、今後も機会あるごとに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

更に、これらの取組みと併せまして、例えば内閣府との間での人事交流なども含めまして、長期的な視野に立った専門職員の育成に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2の歴史公文書等の移管、保存に向けた行政機関からの求めに対しての公文書館のリーダーシップの発揮につきましては、内閣府との連携の下に館職員を派遣しての各府省との共催による府省別の行政文書管理研修や、館主催の公文書管理研修の場で館において作成いたしました移管関係資料集やパンフレットを活用いたしまして、移管基準の内容などについて指導を実施してまいりました。この移管関係資料集、パンフレットは本日、委員の皆様の前のところでお示しをさせていただいておりますが、こういった資料に基づきまして指導を実施してまいっております。

今後も公文書管理法の運用状況を踏まえながら、的確、かつ、きめ細やかな対応を行っていくことといたしております。

3の立法府からの歴史公文書等の受入れに向けて、内閣府と一体となって協議への積極的な取組みを期待するとの御指摘でございました。この件につきましては、行政府側であります内閣府と立法府側の衆参両院及び国立国会図書館の各事務局との間で、23年9月から10月にかけて行われました協議の際に、当館は内閣府を支援いたしまして、専門的知見

を活かした助言を行うという立場で、その場に積極的に参加をいたしております。今後も 引き続き、専門的知見を活かした助言などを積極的に行ってまいります。

4の利用のための適切な措置に関しましては、利用等規則を策定し公表いたしましたが、その利用等規則の今後の適切な運用が望まれるとの御指摘でございました。館といたしましては、利用者の方の利便性の向上を図る観点から、利用請求がありました場合には利用制限事由の存否に係る確認作業の必要な場合でも、一度に大量の請求がなされた場合を除いては、30日以内に利用決定を行ってまいりました。また、利用に関する手続の簡素化の観点からも、目録に公開あるいは部分公開となっております特定歴史公文書等に関しては、簡易閲覧申込書による利用によりまして、通常の利用請求を行う際の一連の手続を省略した流れで、これを迅速に利用していただけるよう工夫をしてまいりました。更に、閲覧時に利用者自らが持参したカメラによる撮影も認めることといたしまして、利用等規則にのっとり、利用者の方の立場に立った適切な運用を心がけてまいりました。

同じく4の中で、展示会における企画内容についての充実と館の見学につきましても御 指摘をいただきました。この件につきましては先ほど御説明を申し上げましたとおりでご ざいますが、まず展示会の開催につきましては、従来実施してまいりました常設展に代わ る新規の取組みとしての月替りの企画展である連続企画展を企画、実施し、また、春、秋 の特別展の企画内容を検討するに当たっては、館内から広く提案を募り、多彩な企画で実 施することで、展示会の魅力の充実に努めました。

更に、館の見学につきましても書庫見学を含めた館内見学を可能とし、各種団体等を対象に広くその受入れを行うことといたしました。

5の調査研究につきましては、調査研究分野の精選については今後の課題であり、意を尽くすようにとの御指摘でございました。従来から館が実施をいたしております調査研究、特に所蔵資料に直結する調査研究につきましては利用促進の観点から、ホームページのコンテンツ作成の際や展示会実施の際に、その研究成果を活用することを念頭に置いてテーマ選定することを常に心がけております。また、23 年度は電子公文書の長期保存に関する国際動向や技術動向に関する調査を実施しております。当館は、23 年度は電子公文書の移管・保存・利用のためのシステムが新たに稼働した年でもございましたので、この分野の先駆的な取組みを行っておりますニュージーランド国立公文書館の取組みを調査いたしました。今後この調査結果を踏まえまして、知見を活用してまいることといたしております。

次に、アジ歴につきましては6と7、合せて3項目にわたって御指摘をいただきました。

まず6のデータベースの構築の関係でございます。アジ歴のデータベースは、これを充実することはセンターとして重要な使命であり、今後はこれまでに蓄積したセンター独自の知見を踏まえて、諸課題を徹底的に検討し、その成果に基づいて積極的な取組みを行うべきであるとの御指摘をいただきました。このことにつきましては御案内のとおり、アジ歴ではこれまで3機関から資料提供を受けて、そのデジタル画像を公開してきておりますが、利用者からは、より幅広い資料の公開を求める声も強く、アジ歴諮問委員会での議論

や、昨年開催いたしましたアジ歴シンポジウムにおける各種の要望も踏まえまして、23 年 度は今後のアジ歴からの情報提供の在り方を検討してまいりました。

その検討を踏まえまして、これまでの3機関からの資料提供に基づく資料の公開作業を継続しつつ、3機関以外の機関の所蔵資料についても、その目録情報の提供などを新規に行うこととしておりまして、それに必要となります相手機関の選定、情報提供をする資料の範囲、相手機関との間のデジタルシステムの連携を行う際の技術面における課題の整理などに、具体的に取り組んでおります。

7の利活用の推進では、国民にとってアジ歴のより望ましい利活用の在り方について、 センターの積極的な活動を期待したい。また、モニターアンケート結果の活用や、モニタ ーアンケート以外の調査手法による利便性の向上に期待したいとの御指摘をいただいてお ります。

こちらにつきましても、22 年度と 23 年度にそれぞれ実施いたしました調査研究あるいはモニターアンケートの結果を踏まえまして、利用者の利便性向上や利用者層の拡大を図るために、新システムに更新する際に合せまして、閲覧画面の操作機能を向上させたほかにも、センターの積極的な活動といたしまして、特に全国の公文書館や博物館などを訪問いたしまして、アジ歴活動の紹介や今後の協力、連携の在り方について意見交換を行うとともに、特に当該組織の専門職員や学芸員向けに資料の紹介や利用方法の説明を行いまして、これらの職員を介しての利用者層の拡大を図る取組みを実施いたしております。

これは、言わば地域に根差した組織と連携することによりまして、これらの施設を日常よく利用している当該地域の潜在的な利用者へのアジ歴の認知度を向上させることに大きくつながるものと考えております。

8の館の業務運営の効率化に関連して、今後、より一層の効率化の推進を図る一方において、国民へのサービスの低下を招かぬようにとの御指摘がございました。このことにつきましては、限られた予算や定員抑制の環境下にあっても、効率化の一層の推進が国民へのサービスの低下を招かぬように、館といたしましては役職員一丸となって、常に課題解決のための取組みを行っております。この方針の下に、23 年度は特に利用者サービスを長期的な観点から支えるインフラ整備の一環として、既に御説明申し上げましたように、22 年度から継続してまいりました本館建物の耐震補強工事の手続を進めまして、23 年度末からその工事にとりかかり、現在に至っております。

更に、こちらも既に御説明申し上げましたように、東日本大震災により被災した地方自治体の公文書の修復支援事業も、館の役職員が一丸となって取り組んでまいりまして、所期の成果を上げることができました。また今年度も引き続き取り組んでまいります。

9の業務運営の改善に関する事項で、不断の情報収集や新たな工夫の創出等により、継続的な取組みを行うようにとの御指摘がございました。このことにつきましては、特に業務の実施に際しての契約手続の在り方につきまして、平成19年に策定いたしました随意契約見直し計画を着実に実施するために、例えば随意契約から一般競争入札への移行、ある

いは一般競争入札の際の実質的な競争性の確保などに引き続き取り組んでおりますが、この取組みは監事監査や館内で設置いたしました外部委員を含む契約監視委員会による点検やフォローアップ結果を踏まえまして、例えば結果的に一者応札になった案件につきましては、入札説明会に出席しながら入札に参加しなかった業者へのヒアリングを後日実施いたしまして、その原因分析を行うなどの改善方策を今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

10 の職員の能力開発など、人事管理に関する事項といたしまして、組織をあげて職員の能力開発に意を注ぐようにとの御指摘がございました。館の職員に対しましては、外部の関係機関の実施する各種の研修の受講を積極的に進めておりまして、そのほかにも幹部役職員も含めての個人情報保護や情報セキュリティあるいは内部統制に関する講義、講演の受講の機会を設けまして、関連する知識や意識の涵養・醸成あるいは職務に対するモチベーションの発揚を促す取組みを不断に行ってまいっております。

また、業務上の研究課題などを討議する会議の場、あるいは国際会議や海外出張における業務執行を通じたいわゆる OJT などの機会を利用いたしまして、今後も職員の能力開発に取り組んでまいります。

更にこれらの取組みと併せまして、冒頭1の体制の整備のところでも申し上げましたが、 今後長期的な視野に立っての所管の内閣府などとの間の人事交流も視野に入れた、職員の 育成策を継続的に検討いたしまして、願わくばその人事交流の実施が実現化できるよう、 積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後のページの 11 の総合評価でございます。まず、公文書館に与えられた使命を果たすために計画に定められていないことについても、館独自の取組みやサービス改善に取り組むようにとの御指摘をいただきました。

加えて、内部統制に関する取組みにつきましても、小規模組織ならではの検討や提案が なされることを期待するとの御指摘でございました。

まず、利用サービスの一層の向上に向けての館の積極的な取組みでございますが、先に御説明いたしました、つくば分館所蔵資料の本館での閲覧利用サービスを開始したこと、あるいは館主催による館外での講演会開催に向けての取組みや、閲覧の際にデジタルカメラを用いた自己撮影が可能になったことを踏まえての、閲覧室内に撮影のための補助具を準備したこと、あるいは春、秋の特別展や連続企画展において展示資料の写真撮影を許可するなどの細かな事例ではございますが、サービス改善につながる取組みを実施いたしております。

内部統制に関する取組みにつきましては、当館では小規模組織であり、モニタリング機能を発揮できる幹部会などの既存の仕組みも既に有しておりますので、その仕組みを活用しながら館長が適時適切に指示を出すことにより、内部統制の徹底を図ることといたしております。

これまでこの内部統制の取組みを統括する部署を館内で明確に定めておりませんでしたので、今回の機会をとらえまして、この役割を総務課に担当させることといたしました。また、私どもの組織は独法という組織形態を有しておりますが、館の職員はその全員が常勤、非常勤の別はあるものの、国家公務員の身分を有しておりますので、各人は常に公僕としての一定の使命感と、公務員倫理に支えられて日々の業務に精励いたしております。

その点からいたしますと、この内部統制への取組みにつきましては、日々の業務遂行の 過程で、館職員の各位にはその行動や行為に少なからず一定の心構えなり規制といったも のが無意識の中にも働いているものと察せられますが、今回、御指摘を賜りましたこの機 会をとらえまして、改めて内部統制に対する正面からの取組み、そもそも内部統制という 用語自体も正直申し上げて、私どもにとりましては日ごろ聞き慣れない用語でもございま したので、この機会に役職員に対して内部統制の考え方の周知を図るとともに、内部統制 に関する理解の浸透と意識醸成を図る意味から、昨年23年度は外部有識者を招いての講演 会を実施いたしまして、その意識涵養に努めたところでございます。

更に、法令遵守対応の観点から、弁護士資格を有する外部有識者に委嘱いたしまして、コンプライアンス相談窓口を設置いたしました。また、モニタリング機能の発揮に加えまして、職員全体の連帯的意識向上の観点からも、館長、理事と幹部職員との間での業務実施状況の報告と、その時点における問題点を相互に認識し合う意見交換の場を幹部会とは別に設定いたしまして、既にその会合を定期的に開催いたしております。

また、今後は館長が若手職員や非常勤の職員を含む役職員と、日常的に開かれた雰囲気の中で対話を行う機会を設定するなど、引き続きこの内部統制に対する取組みにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

対応状況については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- ○御厨分科会長 ありがとうございました。
  - それでは、引き続きまして監事から意見をお願いいたします。
- ○梶井監事 監事の梶井でございます。よろしくお願いいたします。

平成23年度は4月の公文書管理法の施行と40周年、アジ歴10周年、EASTICAの東京開催など大きな行事がたくさんあった中で、東北の被災公文書の修復研修事業が入って、本当に役職員一丸となって取り組んでくださいまして、ただ、大変忙しくて、でも充実していたのかなという1年だったと思います。

私自身は昨年7月、民間会社からこの独立行政法人の監事に就任いたしまして、特に業務の効率化の面、計画と執行、計画と成果、こういう運営管理面なんかを特に PDCA サイクルがきちんと回っているかなという観点から監査や役員会、役員会なんかでは参考意見の表明をたくさんいたしましたけれども、国立公文書館の改善、やはりよい館にしていきたいという改善に微力ながら努めてきたと思っております。

今日は3点ほど意見を述べさせていただきます。

1つは契約関係でございます。ここ数年取り組んでまいりました随意契約の減少なんですけれども、先ほどもありましたように監事監査と契約監視委員会ということでチェックしてまいりました。随契の件数は平成21年度の17件が13件、11件という形で減少してきまして、24年度、今年度ですけれども、1ケタになると思われます。内容も聞かせていただいていますが、館の努力と工夫で多くの案件が競争入札という形で移行をしております。

ただ、今後の問題として一者応札という結果的には随意契約と同じになる問題が散見されております。これについては仕様書のレベルアップというか工夫、時間的な工夫、こういうもので減らせる方策はあるんだということで伺っておりますので、今後に注目していきたいと思います。

第2点は業務監査でございます。22 年度は全体網羅的な監査を実施いたしましたので、23年度は公文書管理法の施行、周年行事などの特徴なんかに合せて大きな契約の関係、勤務管理、分担とか権限、フローなどの内部統制活動、利用者対応など6項目を定めまして、往査としてはアジ歴、中間書庫、書庫の現物も実査をいたしまして、12月末で監査報告を提出いたしました。今年3月末に指摘事項に関する措置状況をいただいております。

最後に触れたいのが内部統制でございます。数年前からここでも御質問が出ておりますし、監事監査でも指摘をしてきておりますが、館側では先ほどもありましたように意識せずとも国家公務員としての高い倫理観、誠実性、能力といったものに支えられて、無意識的に内部統制の4つの目的が図られてきていたと思います。勿論、少人数で小予算といった小規模独法ですので、館長と理事の目が統制活動に行き届くという特徴もございました。

23 年度については有識者による全職員、私どもも出ましたけれども、全員がその体系を 学びまして、総務課に内部統制担当を置いていただいて、意識的な活動を開始したかなと 思っております。しかし、冒頭申し上げた PDCA サイクルという意味では、内部統制の目的 や要素で特にこの館が弱い部分、例えば計画に対する実績の乖離の認識とか分析、そして、 その後その計画や業務の活動そのものを修正や再立案しているのかというような面から見 たら、まだまだ弱いかなと。こういう問題をスピーディに有効的かつ効率的に改善できる ように、私の立場からは支援をしていきたいなと考えております。

以上3点でございます。

○御厨分科会長 ありがとうございました。

それでは、これまでの説明につきまして御質問等よろしくお願いをしたいと思います。 それぞれの委員の方に適宜質問をしていただいて、そして館側から回答をいただくという ことでございまして、いかがでしょうか。では野口委員、いきましょうかね。

○野口委員 ありがとうございます。

震災対応、法律の施行の初めの段階ということでお忙しい中であるにもかかわらず、着 実に実績を上げられているなと話を伺っていて感じたところなんですけれども、幾つか細 かい点になるんですが、今日御紹介いただいた資料1辺りから御質問させていただければ と思っております。

まず、3ページにあったiv)中間書庫の業務は法律の1つの目玉で、随分いろんなところから注目されているところが徐々に動き出しているんだなということを伺っていてわかったんですけれども、6機関からの委託ということで、この6機関がどういう形で中間書庫業務に関わることになったのかということと、他府省への働きかけの状況なんかお伺いできたらと思います。

○公文書館 6府省の方々からは、いずれ移管予定の文書について早めに中間書庫にお預けいただくという形になっております。この中間書庫への希望につきましては全省庁に対しまして意向調査を行っております。意向調査に基づいて希望のあった省庁から具体的な資料を提示していただき、それが移管基準に適合しているものかというところを検討させていただいて、あと数量的に特定の省庁に偏らないようにとかございますが、そういった上で受け入れる機関を決めるという形になっております。

6府省で少ないというお考えもあるかと思いますが、現在、「行政文書の管理に関するガイドライン」で、25年度末までに各府省は「集中管理の推進に関する方針」を定めるとなっておりますので、今後どのようにしていこうかというようなところを、まだ模索されているのではないかと思っております。

- ○野口委員 ありがとうございます。希望が出たのがこの6機関だったということですか。 ○公文書館 そうです。
- ○野口委員 今後は是非中間書庫にということを公文書館から働きかけていくような御予 定というのはあるのでしょうか。
- ○公文書館 毎年意向調査というのは定期的に行っております。予算の関係がありますので、年度末ぐらいまでに来年度の意向調査をする形になります。毎年これは通例化して行う予定にしてございます。
- ○野口委員 ありがとうございます。

次は4ページの独法からの受入れのところで、ここはいろいろなところでお話を伺っていると、すごく独法側の不安が高かったという話を聞くんです。つまり、いきなりたくさんの資料が独法から移管されるとした場合、公文書館で受け入れてもらえるのかどうかみたいなところで不安があるというお話を伺ったことがあり、個人的な興味もあってちょっとお伺いできたらと思うのですが、平成24年10月ごろの移管までのスケジュールを説明したということなんですけれども、希望があるというところのものもすべてこのスケジュールの中で、24年10月ごろまでに受け入れられるということなんでしょうか。それともまずは第一段階として、24年10月ごろまでのスケジュールをお知らせしたということなんでしょうか。

〇公文書館 行政機関ですと保存年限が3月で満了しますので、翌月4月に受け入れますけれども、独法の場合は当館の受入れ業務等の平準化もありますので、毎年10月に受け入

れるということで、この会議では具体的に平成24年度の受入れという形で御説明しておりますが、基本的には毎年独立行政法人についてはこのスケジュールでいきたいという前提で御説明してございます。

○野口委員 今のところ独法からの特定歴史公文書については、すべて受け入れられる状況にあるのですか。

○公文書館 はい。本年度お申し出のありました 5 機関のうち 2 機関につきまして、 1 機関は機関元の方から今年はもう一度考えさせてくださいということで取り下げられました。 1 機関につきましては内容を精査させていただきましたら、そもそもその独立行政法人が定めた文書管理規則にもちょっとはずれていたりというところがございましたので、両者納得した上でこれはやめましょうということで 3 機関にはなりました。

各独法の方にいろいろお話を伺っておりますと、まだ独法自体が法律の施行に伴い十分に文書管理等についての整備ができていない。もう少し体系的に考えてきちんと整備してからやりたいという意見を複数伺っております。今後はまた独法の方からの移管については御要望があるものとは思っております。

○野口委員 ありがとうございます。

次は利用請求のところで、7ページ、8ページからあった話で、これも今度初めての対応になるかなと思うところなんですけれども、30日以内に審査できなかったものが460冊で、更に60日以上かかったものが249冊という話があったかと思うのですが、61日以上かかったものについては結局どのくらいで対応されたのでしょうか。

○公文書館 お答えします。60日以上要したものというのは249冊あったのですけれども、 当初の予定どおりに回答しております。期間的には1年以内ということで、延長は長いも のでも6か月先のものぐらいだったと思います。基本的に1年を超えているものはござい ません。

○野口委員 ありがとうございます。

審査が終わり次第、部分的に開示されていったという理解でよろしいですか。

〇公文書館 特例延長になったものにつきましては、当初は閲覧申し込みがあって 30 日、その後の延長を入れると、30 日後に 60 日になりますけれども、その間に相当の部分を必ず利用決定することになっておりますので、そちらをまず回答しております。そして、残りの部分については、延長の期間内にすべてを利用決定しています。このため、60 日以内には必ず一部分を回答しております。

○野口委員 ありがとうございます。

続いて8ページの終わりから9ページにかけて異議申立ての話があったかと思うのですが、これと平成20年3月に答申が出て、それに従って原処分を取消して対応されたというお話があったと思うんですけれども、公文書館としても異議申立ての手続というのは初めての経験だったと思うのですけれども、この経験を事後的に例えば研修の中で活かすとか、

異議申立てというのはこういうものだというような、何か教育の機会として役立てていく という取り計らいはあったのでしょうか。

○公文書館 特にどこか外向けの研修の機会というものはないんですけれども、ただ、内部的にはこの諮問を受けた内容につきましては、当館としても反省する部分がございましたので、そこの部分については利用審査を担当する課において改善していただくような形で、この異議申立てを担当する総務課としてはお話をさせていただいたというところで、内部的な改善はいたしております。

○野口委員 今回の担当の方だけではなくて、組織全体としてこういうことがあってこう していきたいみたいな、全体改善みたいな御予定というのはあるのでしょうか。

○公文書館 全体改善というのは公文書館内部でという趣旨でしょうか。それにつきましては当然担当課と担当課同士の話を超えまして、館長以下報告をいたしまして、館をあげてこういうことで今後は至らなかった点についての改善策について、館としてその辺の取組みをやってきております。

○小河理事 異議申立てにあった件につきましては、個人情報保護の関連のものがございましたので、これについて特に廃止された機関における個人情報ないしは法人情報を開示できるかできないかという問題でありまして、これまでの個人情報保護法の考え方からすると、廃止されたものであっても現存していたときに保護されていた情報については、廃止された後も保護されるべきであるという考え方に立っていたんですが、この転換がありまして、廃止された法人の情報について、これが具体的な権利侵害等がないと思われる場合については、公開をするようにということがありましたので、これについては運用の中でこれを周知徹底することといたしました。

また、非公開とすべき情報が含まれている場合において、定型的なものについてはこれまでどおりの運用をいたしましたが、定型的と思われないようなものについては、すべて館長まで上げて判断をする、個別に判断をするということにいたしまして、決裁の運用を変更いたしました。

○野口委員 今の御説明にあった点はまさに公文書管理法の施行において問題になる点で、 そこを周知徹底なさったというのは、今後多分、公文書館をめぐる利用請求の中では1つ の論点になってくるところかなと私も感じております。ありがとうございます。

あと2点。1つはどこに当たるというのがちょっと難しくて、研修なのか連携強化なのかというところなんですけれども、連携強化で言うと13ページ④に地方公共団体その他に対して講師を派遣して指導とか助言を積極的に行われたということなんですが、指導先の選定はどういうふうにされているのでしょうか。

○公文書館 多くは、講師に派遣してほしいとか、これについて講義をしてほしいとか、 そういう依頼の下に我々は派遣しているという形になっております。

○野口委員 ありがとうございます。よくわかりました。質問した趣旨は、そういう意識がないと言うと語弊があるんですけれども、なかなか手が挙がってこないようなところな

んだけれども、実は歴史的公文書の管理とか保管のためには積極的に動いてもらいたいという自治体というのは多分あると思うんです。ゆかりのある土地であったりとか、自治体であったりとか、そういうところに対する働きかけていくみたいな動きで全国の地方自治体の公文書管理の在り方を底上げしていくというような、今後のプランというのはあるのでしょうか。

○公文書館 それ以外にも地方公共団体ですとか伺って、折に触れてそういったお話をすることはございますが、底上げといいますか、それはこれからの課題だとは思います。

○小河理事 全国の公文書館長会議というものがございまして、その際にも我々からどういうような活動をしているか、講演に対する派遣をしているということを申し上げると同時に、我々が発行しておりますいろいろな冊子等におきまして、こういう活動をしているということを紹介することによりまして、それによる引き合いが出てきているものもございます。

また、大体ブロックごとに担当課だとか公文書館というのは連携がございますので、その中で他の県においてこういう活動をしているだとか、こういう講師派遣をしているという情報が伝わった場合には、そのために引き合いがあるということでございますし、また、公文書館長会議においてはなるべく各地方の公文書館の活動を紹介するといった形で、それぞれの地方の公文書館の活動をブラッシュアップする。そのために我々は支援することがあるので、いつでも相談してほしいということは、機会をとらえて我々の方から申し上げております。

○野口委員 ありがとうございました。

意識が高くて情報収集されていて、自ら手を挙げてそういうことだったら是非教えを請いたいというところは心配がないと思うんですけれども、そうではなくて日本にまだ眠っていると言うんでしょうか、地方の公文書管理というのがなかなか進んでいかないところを、全国的に上げていかなければいけないという中で、公文書館が果たす役割というのは非常に大きいと思っておりまして、そこもなかなか自分から手を挙げないようなところへの働きかけというのも、是非考えていただければなという趣旨の御質問です。ありがとうございました。

最後はニュージーランドの調査研究が17ページにあって、調査に行ってそれを翻訳、17ページの一番上ですかね。諸外国の文書管理法制でニュージーランド等の調査も含めてやられたという話があって、後ほど出てきた資料4の5億というところでも、前回イギリスの調査については業務に活用するようにされたというところがあって、今後も課題というふうに書いて、そこにもニュージーランドの調査を実施されたということが書いてあるんですけれども、具体的に公文書課の業務のレベルでどういうふうにそれが反映されているのかというところをお伺いできたらと思います。

○公文書館 直ちに具体的な業務に反映できるというものではございません。基本的に文献の調査を中心として調査を実施したわけですけれども、ニュージーランドにおいてはい

ろんな公記録法に基づく標準プログラム及びデジタル継続性行動計画という計画も策定され、国一体として電子記録の管理が行われているということがわかっています。一方、我が国の状況を見ますと JIS X 0902 ですとか、JIS Z 6017 があることはあるんですけれども、このような国の機関における現用段階とか非現用段階を通じた統一的な行動計画はないので、今後に向けてそういうことは我が国においてもちゃんとやっていかなければいけないということを、認識しているということでございます。

- ○野口委員 ありがとうございます。
- ○御厨分科会長 それでは、中野目委員、お願いします。
- ○中野目委員 では私からも。

まず最初にお礼というか、昨年こういう場で書庫の見学をお願いいたしましたところ、 早速見学要綱をつくっていただいて、昨年度のうちに実施に移していただき、私も分館の 方ですけれども、学生たちを連れて早速見学に伺いましたが、やはり実際の書庫で資料を 見ることは非常に意義があると思いますので、まずはお礼を申し上げておきたいと思いま す。ありがとうございました。

何点か、今、野口委員の方から出ましたことともかぶるんですけれども、3ページの中間書庫につきましては、実際面積や何かは報告書に出ていますが、中はどんなふうな様子になっているのでしょうか。収納能力など見学に来ればいいと言われればそれまでなんですけれども、ごく簡単にもし教えていただければというのが第一点目です。

○公文書館 中間書庫の場合はつくば分館でごらんになったように、簿冊が棚に並んでいるのではなく、箱に入れたままボックスで書架に配架するという形になっております。まだ保存年限が切れていない現用文書でございますので、各省庁との関係もありますので、すべて扉付きの書庫の中にボックスに入れておさめているという形になります。年度の途中に、突発的事象が起こらないとは限りませんので、大体8~9割ぐらいまでの収納におさめております。

契約しております中間書庫のスペースですと、まだ3割ぐらい要望が増えた場合には書架を付け足すこともできます。また、契約ではスペースを拡張することもできるようになっております。

- ○中野目委員 ありがとうございます。いずれ見学なんかもさせていただければと思っているんですけれども、よろしくお願いいたします。
- ○公文書館 中間書庫の見学につきましては、公文書館本館のような一般利用施設ではございませんので、本館のような見学に対応することは難しいものと考えております。
- ○中野目委員 見学ではなくて視察をさせていただければと思っておりますが。
- ○公文書館 そういうことであれば個別に御相談いただいて、必要があれば、分科会の委員として、あるいは公文書管理委員会の委員としての視察への対応ということになろうかと思います。一般的に見学と言っても資料自体は基本的には各省の管理下なので、当館の方で特定公文書と同様の扱いというのはなかなか難しいと思います。

そこは業務実績を評価する上で、あるいは評価委員としてどういうふうなことで施設が運営されているかという観点からということであれば、個別に御相談いただいた上で可能だったらということはあり得るとは思います。

○中野目委員 ありがとうございます。個別に御相談申し上げたいと思います。

次に、独立行政法人についてなんですけれども、調査は国立大学法人も対象になさった というような。

- ○公文書館 入っております。
- ○中野目委員 もともと法律ができたときの制度設計で、国立大学法人からは国立公文書館は受け入れるということを前提にしていないんだということを、前々課長であった福井さんから聞いておったところではあるんですけれども、実は私が今、所属しております大学なんかでも、大学アーカイブズでちょっと具体的に考え出しているんですが、国立公文書館では国立大法人から受入れということは想定されているのでしょうか。
- ○公文書館 制度上は国立大学法人も独法法人も同じ制度の仕組みの中ということなので、制度的に受け入れないということはあり得ないと思います。ただ、例えば主務官庁あるいは担当省庁から移管されるものについては、国立大学法人も含め独法法人等からは移管の必要はないという話はしてございます。

一方では、大学にとっては歴史的重要な文書かもしれませんが、全体として見た場合、 私どもで受け入れることに該当するのかどうかというのはいろいろあろうかと思います。 例えば同窓会名簿とか、不適切な例かもしれませんが、そういったものにつきましては大 学法人にとっては保存すべき重要な文書かもしれませんけれども、私どもとしてはなかな か難しいかなという感じがしています。

そういう意味では、独法法人も含めて各法人にとって重要なものにつきましては、ある 程度長期間保存あるいは常用的に管理するものとしての扱いもあり得るのかなという考え を持っています。

繰り返し申しますけれども、大学法人は他の独立行政法人とは違うという制度の仕組み になってございませんので、制度的に受け入れられないということはあり得ないというこ とは言えようかと思います。

- ○中野目委員 それは承知しているんですけれども、具体的に受入れの計画とか、つまり 問い合わせはあるんだろうかということなんですが。
- ○公文書館 本年度に入ってからもお問い合わせはいただいております。
- ○中野目委員 先ほど伺ったようなことを各大学法人には伝えていると。
- ○公文書館 先ほど申し上げましたように、所管省庁から重複して移管する必要はないとか、そういったものを入れるのですかといったお問い合わせがありましたので、重複するものは移管する必要はございませんということは御案内しております。
- ○中野目委員 結局、法律が国立公文書館等となっておりますけれども、やはり大学各法 人も何らかのアーカイブズをつくらないと、法律が適正に運用されている状態ではないと

思うんです。ただ、財政的な支援ということはないわけですので、ぎりぎり予算を減らされている中で、運営費交付金が減らされている中で、それぞれつくりなさいということであるのか、それとも積極的にではなくとも、消極的にでも受け入れる可能性があるのか。つまり、もし一国立大学法人からでも受け入れるという前例ができれば、これは雪崩現象が起きる可能性があって、ではうちも引き取ってくれということになるのではないかと思うんです。この辺についてもし確固たる方針があるのであれば、建前ではなくて伺っておきたいというのが私の質問の趣旨なんですが。

○公文書館 いずれにしても、意向調査はすべての法人に同様な形でやってございますので、その段階で仮に受け入れられないから意向調査に答えないでくれということは決して言っているわけではございません。今後、公文書館に移管する歴史公文書等があり、それを移管する意向があるかどうかというのは、すべからく調査させていただいておりますので、その辺の状況を見つつ、具体的にどう進めていこうかという検討になろうかと思います。

○小河理事 1つには、特に国立大学法人においてアーカイブ化が遅れているという状況がございます。その中で公文書管理法をつくったときに、国立大学法人をどのように扱おうか。独法については行政との密着な関係がございますので、それぞれのアーカイブをつくるか、ないしは行政との関係が強いということで、国立公文書館において移管をするかという道ができると思うんです。

ただし、国立大学法人については一部の特に規模の大きい法人において既にアーカイブ化されている文書館、公文書館をつくっているところもございますし、規模の大きな大学において一部アーカイブ化をしようという動きが出てきております。その中で我々としては特に小規模な法人において、アーカイブ化がなかなか進まないところで、いわゆる古文書が整理されてきているものについては、我々の方に問い合わせが来ているものと考えておりますが、1つの大きな政策として文部科学省において各国立大学法人におけるアーカイブ化における基本的な方針が定まらないと、なかなか各国立大学法人は運営費交付金が削減されている中で、どのように対処していいかというのが決まらないのではないかと思っております。

我々としては御相談には応じますけれども、積極的に全部引き受けるよということではなく、先ほども御説明しましたが、我々の基準にのっとっているものと、国立大学法人それぞれの経緯も含めた長期保存、永年保存すべき文書の違いというのが出てくると思いますので、その辺は慎重に見極めながらやっていきたいと考えております。

○中野目委員 是非これは所管課の方も含めて方針というのではないんですけれども、一方で受け入れる希望がありますかと聞いている状態ですと、大学の方では淡い期待を持っておりますので、何もうちではつくらなくても、いずれ引き取ってもらえるのではないかというふうに事務部局なんかでは考えている節がありまして、大学アーカイブズをつくるときにそれが1つの苦労の種になっておりますので、公文書館、所管課として少しその当

たり交通整理していただけると、大学アーカイブズを推進するという立場からもありがた いのですが、いかがでしょうか。

○小林課長 一般論でございますけれども、どのような制度も経済社会の変化に対応しまして、その在り方というのが論じられるべきかと存じますが、勿論おのずと合理的な限度というのはどのような制度にもあると思いますけれども、今おっしゃられたような状況も踏まえて、どのようなアーカイブが一番望ましいのかということを、さまざまな方々の意見なども聞きながら、私どもも言わばアンテナを高く張って、今後向かい合っていきたいなと考えております。

○中野目委員 ありがとうございました。ではまた今後その点については御検討をお願い したいと思います。

あと $1\sim 2$  点なんですが、5 ページで御説明にはなかったんですけれども、民間の歴史公文書等を、寄贈・寄託を今度積極的に受け入れるということになって、ここを見ますと西園寺公望関係文書とか、鈴木善幸元総理のものとか、南弘日記とかあるんですが、これはどういう形で、それから、国立国会図書館の憲政資料室が既に長い間、個人関係文書の収集を行っているわけですけれども、調整とか住み分けとか、そういうことを行った上で受入れということになっているのかどうか。その辺の経緯をお伺いしておきたいのですが。〇公文書館 寄贈・寄託につきましては、当館の方で既に寄贈・寄託の基準等をつくっておりますので、それに伴って申出があった場合、判断をしていくことになります。特にこちらの方から具体的に国会図書館との住み分け等について、御相談はしておりません。

- ○中野目委員 今後そういうものの必要性ということについては、もしお考えがあれば伺っておきたいのですが。
- ○公文書館 寄贈・寄託につきましては、寄贈者よりのお申し出ということが前提になって動くことでございますので、それは寄贈者のお申し出の具体的な内容によって、個別に判断することになるのではないかと思います。
- ○中野目委員 これはまた後で御厨分科会長からも補足をしていただきたいと思います。 あと、司法行政文書を初めて昨年度から定めに基づいて受け入れるということで、もし かすればそこに並んでいる中にあるのかもしれないんですが、これは具体的にどんなもの で、今後どのぐらいの量が想定されるのか。どんな性格の文書で、今後どのぐらいの量が 想定されるのか。このことを伺っておきたいんですけれども。
- ○公文書館 司法行政文書につきましては公文書管理法ができる以前の行政機関の定めと 同じような定めに基づいてということになっております。今のところ過去のものが大量に 来るという話は伺っておりませんから、定期的に保存年限が満了したものが淡々と移管さ れてくる形になると思います。
- ○中野目委員 保存の基準のようなものは司法当局が策定していると。

○公文書館 今回の業務実績報告書の資料編に付けさせていただいておりますが、一番上は内閣総理大臣と最高裁長官の申し合わせ以下、公文書管理法施行前の行政機関の場合と同じように3段階になっております。具体的には資料3-6の33ページ以降になります。○中野目委員 昨年の定めに基づいてということですね。具体的にどんな文書が司法行政文書として公文書館の特定歴史公文書等にふさわしいかという判断は、これは専ら司法当局に委ねていると。

○公文書館 公文書管理法ができる前の行政機関と同様に、まず最高裁から保存年限満了するもののうち、移管対象になるものを申し出ていただく。それに合せまして、当該年度に保存年限が満了する文書のリストを出していただき、それを当館の専門官が、その中に廃棄ではなく移管対象になるものがあるのではないかという精査をさせていただきます。

昨年度につきましては、出していただきましたリストの中から特に新たに移管をしてい ただきたいというものはなかったという結論に至っております。

○中野目委員 それで今後どのぐらいの見通しかということも気にはなるんですけれども、 あと一つはそのことと関連して、資料4の2で内閣府と連携しつつということではあるん ですが、各府省の保存か廃棄か移管かという意見を述べる機会が、国立公文書館に昨年の 法律施行以来発生していると思うんですけれども、そこで専門的、技術的な助言を行う。

私は今後長期的に見ると、これは非常に重要な業務になっていくのではないかとずっと思っていまして、経験が積み重なっていけばどんなものが廃棄かとか、どんなものが移管かとか、だんだんと経験化されていくと思うんですけれども、実際に昨年度なさってみて、具体的にどのような形でこれをなさり、専門的、技術的助言でどんな問題点があったのか、そこのところを差支えなかったらば教えていただきたいのですが。

○公文書館 基本的には先生御承知だと思うんですけれども、向こう3年間ぐらいで公文書管理法施行前に作成されたものを含めて膨大な行政管理ファイル、一説には1,600万とも1,700万とも言われていますが、それらについて内閣府から各省に対してこの時期のものはこの時期までという段階的にレコードスケジュール、保存期限満了後の移管か廃棄かの印をつけて報告しなさいよとなっております。行政文書管理ガイドラインに沿った形で、各省庁でそれぞれ文書管理規則が設けられておりますし、その中で移管すべき文書の類型を各省大体おおむね同様の内容が定められております。私どもとしては、そういった規則に則って基準に該当するかどうかを基本に助言させていただいておりますし、意見を言わせていただいております。

また、その段階でどういったものなんですかと、具体的に内容を照会させていただいた 上でいわゆる技術的、専門的助言の一環として、廃棄だったものが移管ではないでしょう かという意見を言わせていただいております。

繰り返しになりますけれども、施行後数年間は相当数の分量のファイル数の処理をしなければいけないということで、私ども第一段階としては専門官室で担当させていただいて

おりますけれども、職員を相当の人数配置して取り組ませていただいている状況でございます。

○中野目委員 ありがとうございました。

○小河理事 公文書管理法が施行された中でまだ経過的なときではあるんですが、1つには各省庁において集中管理が進んでいないという現状がございます。また、実際に集中管理がなされていない中で、各部局における総括課にすら集中管理がされていない。各課において現用文書が保存されている中で、総括課ないし各課における公文書管理法による基準の徹底が今のところまだなされていない状態ということでありまして、我々の方に廃棄同意の申し出がなされているものについて見てみますと、省庁によってはというよりは、部局の中で例えば審議会資料だとか、そういうものがごそっと廃棄という形で来ているということで、これは基準を御理解いただいていないということなので、これが続くようでありましたら勿論、各省庁には当然こういうものについては廃棄同意できませんよということを申し上げるんですけれども、続くようでしたら公文書管理課を通じて各省の方に注意喚起をするということはいたしております。ただ、まだ各省における研修というのは進んできていないところもございましたので、この研修が進みましたらこの状態は大分緩和されるのではないか。

それから、各省庁も大分この件については注目されておりまして、我々の公文書管理研修の初歩的なものについては、従来考えられなかったような人数の人間が研修を受けてきているということで、従来ならばこの部屋で大体済むようなところがあったんですけれども、非常に申し込みが多く300人だとかそういうような方が申し込みをされている。それから、今年度に入ってからは地方の部局からの研修の申し込みがあるということで、かなり各省、各地方部局においても、言わばちゃんとやらなければいけないという危機感が浸透してきたのではないかと思われます。

したがって、我々としてはここ2~3年については基準をできるだけ徹底するということで、なるべく丁寧な対応をするという形にしております。したがって、意図的にこの分については廃棄をしたいというような状況は見受けられません。基準における不理解ないしは理解が進んでいないということから来ているものが多いのではないかと分析しております。

○中野目委員 ありがとうございました。勿論1年目ですので、その感触を伺いたかった わけでして、よくわかりました。

もう一点だけよろしいですか。不服の利用審査に関して申立てが1年目から出たという ことなんですが、これは宮内公文書館とか外交史料館でも当然、これは国立大学法人でも あると思うんですけれども、この横のつながり、調整というか問題点の洗い出しとか、情 報の共有化はなさっているんでしょうか。

○公文書館 そこは当館としてはやっているということではなくて、むしろそれは制度官 庁のお話になるのではないかと思います。 ○小林課長 不服申立て制度につきましては、国民の権利・利益を保護するために非常に 重要な役割を社会の中で果たしております。したがいまして、今おっしゃられましたよう な、どのような横串の連携が適切であるのかということにつきましても、制度官庁といた しまして常に注意を払ってまいりたいと考えております。

- ○中野目委員 それはまたよろしくお願いしますということでおさめたいと思います。 以上です。ありがとうございました。
- ○御厨分科会長 それでは、大隈委員。
- ○大隈委員 3点ほど教えていただきたいんですけれども、まず1ページ目のところで今回8名の方を増員されたということで、ここの10ページ、11ページにも書いてあるんですが、先ほど内部統制のことはお聞きしたんですが、その下に企画機能の充実とあるんですけれども、11ページのところにも若干書いてあるんですが、増員されて、その方がされた企画機能の充実の内容を、ここに書いてあるんですけれども、これだとわかりにくいというか、もう少し詳細に教えていただけたらと思います。

2点目が12ページのxi、つくば分館利用者のつくばの本館で利用できるというふうにはなっているんですけれども、つくば分館利用者の利便性向上のために何かあったのかどうかについて、本館の方はつくばを見られるようになったわけですね。そうするとその逆で、つくばの方が利便性向上でどのようなことがあったのかを教えていただきたいと思います。

最後にページはなくて今回の評価には関係ないんですけれども、先ほど監事さんからの 御説明からも、今回は内部統制にかなり充実が見られるのかなという印象を受けたんです けれども、ますますそれで内部統制の整備・運用が進まれるかなと思うんですが、そうし ましたらあとは今回、コンプライアンスも入られていると思うんですけれども、そうしま すと今度、館長さんあるいは監事さんにお聞きするといいのかもしれないんですが、ガバ ナンスの強化・充実について現時点で、今後それも課題になってくると思われますので、 どのように考えていらっしゃるのかを簡単で結構ですから、ちょっと教えていただけたら と思います。

以上3点、よろしくお願いいたします。

- ○中野目委員 つくば分館の利便性というのは、つまりつくばに置いてある資料を例えば 名古屋や何かの人がわざわざつくば分館まで行かないで、この本館に持ってきて見ること もできるということだと思うんです。ですから、つくばの人はつくばにあるときに見れば、 これで不便が生じるということはないということだと思うんですけれども。
- ○大津次長 まさにおっしゃるとおりでございます。わざわざつくばの方まで足を運ばないとつくば分館に所蔵されている公文書を見ることができない、非常に不便である。正直申し上げると、都心にお住まいの方でもわざわざつくばまで行かないと見られないのかと。そうではなくて前もって御指示をいただければ、つくばからこちらに運んでおいて、本館に来ていただければそれを実際にごらんいただけますと、そういう趣旨でのサービスです。

○大隈委員 そういう意味でしたら、ここに書いてある実績というコメントはよくわかる んですけれども、評価項目のところでつくば分館利用者の利便性向上と書いてあるので、 これは逆じゃないのかなと単純に思っただけのことなんですけれども、今の御説明はよく わかるんです。それは確かにつくばまでわざわざ行かないで見られるということはとても。 そういうことなんですが。

○小河理事 1つは、現在つくばに置いてあるものも圧倒的に東京都での利用が多いので、 それはあらかじめ予約していただければ、こちらに持ってきますよという制度を始めたと いうことです。

もう一つは、つくば分館そのものにおける利便性の問題がございまして、それについては現在いろんな公共機関等といろんな検討を行っております。例えば個人で来られる場合において、例えばバスの問題がございます。バス停をどのように配置するか、バス停から遠いと我々のところから行きにくいということもございますし、例えば見学等においてもいろんな交通機関の問題もあると思いますので、その辺についてはつくばにおける諸機関等の連絡の中で、また独自につくば分館の方で利便性の向上がどうやったらできるかということを検討するようにいたしております。

車社会になってしまいましたので、個人の方で来られるのはなかなか難しい。そのために足が遠くなってしまうという問題が若干出ております。したがって、研究者の方は目的意識を持って来られるからそのハードルというのが低くなるのかもしれませんけれども、一般の方が気楽に、展示施設もありますので、本当を言うと気楽に見ていただきたいというのをいかにして確保するかということを、いわゆるアイテムの検討と同時に足の問題というのも検討しております。なかなか難しい問題ではありますけれども、検討しております。

それから、企画機能の話でございますが、従来、国立公文書館、いわゆる現業的な組織でありまして、事務局に当たる者については庶務機能プラス業務機能、営業機能でやってきたんですけれども、実際に公文書管理法ができ、異議申立て、利用請求権化したということから、我々自体において頭脳の部分を持っていかなければいけないということから、総務課に企画担当をつくると同時に、業務課においても業務課の関係における企画機能の強化ということで企画官を配置する。それから、利用審査室を分離する等のことにより、それぞれ言わば頭脳化するといいますか、そういう自ら企画し対処できるような組織をつくるということでございます。

昨年度については異議申立てもございまして、我々も初めての経験だったんですが、そこにポイントなる、中心となる人間がいないとなかなか難しいということで、企画担当の専門官がいたということで、そこを中心に行うということがございますし、もう一つはこれからの課題ではあると思うんですが、内閣府との人事交流というのが書いてあるのはどういうことかと言いますと、内閣府側においてもこれまでのように人間を派遣できるような余裕がだんだんなくなってきているということから、今年度当初においても公文書専門

員から専門官に上げざるを得ない、定員に空きが出てきてしまったということで、我々の方で対処しなければいけなくなったということでありますので、その中でも企画機能的なものについては強化していかなければいけないなと考えております。それが中期的な課題だと思っております。

ガバナンスの問題でございますけれども、我々として考えているのは独法が主務大臣における中期目標の設定、中期計画の設定、年次計画の設定ということで、計画ベースで大体動いていることで済んでいるというところがございますが、ただ、我々もアーカイブズ宣言を出しておるように、我々がどちらのベクトルに向かって進んでいこうとしているのかということを真剣に考えなければいけないと考えておりますので、そのためにもやはり旗印的なものをつくっていかなければいけないと考えています。これは中期的な課題だと考えております。

世の中において、我々がどういう使命を果たしていこうとしているのかというのを明確に示すことによって、それは世の中に示すと同時に館の職員に対して示すということになりますので、その辺の旗印とか使命を明らかにするという形で、それは館長以下、トップの責任だと考えておりますので、それについては中期的な課題として独法独自に考えていかなければいけない課題だと認識いたしております。

以上でございます。

○高山館長 それでは、私からも。

今、御質問の企画機能の強化、ガバナンスの問題は今の理事の答えにもありましたよう に、非常に密接な、裏腹の関係にあると思っています。

先ほど次長からの御説明の中にもございましたけれども、非常に初歩的なレベルのガバナンスの遂行問題としては館長、理事、各管理職の人たちとの間で月に一度、率直な情報共有の場を設けました。それを稼働させ始めたということがありますが、更により長期に向けてどのようなことを展開していくか。そのために国立公文書館、冒頭のあいさつの中でも申し上げましたように、この唯一のナショナルアーカイブズでもあるし、しかもそれはパブリックアーカイブズであって、したがってアーキビストとしてのミッションを持っているはずです。そのミッションステートメントとしてのパブリックアーカイブズ宣言を我々は有していて、それはここで働いている人たちが本当はみんな体の芯までそれを染み込ませて、その実現に向けて活動していかなければいけないものなのだと確信しています。

ところが、なかなか既存の伝統・文化もありますし、いろんな制約条件もございますから、そうはうまくいかない。その制約条件の1つとして例えば物理的な制約条件として、これも御質問いただいたつくば分館の利用という問題をどうするんだという話があって、そこで我々として今日余り大きなテーマになっておりませんが、私どもの活動の非常に大きな一本の柱がデジタルアーカイブズシステムをつくって、そしてそれを活用することであります。デジタルアーカイブのサービスを日常化するということです。アジ歴はそれが

メインでございますから、きちんとその実現が地に足が着いているわけですが、我々の方 もそれをやっていきたいと考えます。

それをやることによって単につくばのものを、どれを北の丸に持ってきて、北の丸の書庫をどういうふうに使うことによってというような、非常に即物的な問題での解決ではなくて、もっと本質的な問題の解決ができるわけです。情報の提供ということでは、デジタルアーカイブズシステムができれば、それこそ地球の裏側からだってすぐに使える状況になるわけですから、そういう方向に持っていかなければいけないと考えています。

そういうことを前提にしたときに、ではナショナルアーカイブズとして何をしなければいけないのか。といってフリーハンドですべて何でもできるのかというと、そうはいかなくて、人の制約もあれば予算の制約もあるという状況の中で何をやらなければいけないかという話になると、その管理職と経営役員との間の意思疎通を図って、しかも意思決定の明確化を図っていかなければいけないなということになるわけですが、それはともかくできるところからやっていく。そのナショナルアーカイブズを実現することが目的なのであって、ガバナンスの達成が目的なのではないということでやっておりますので、まずその手始めとしてそういったところに手をようやくつけられる段階に到達したということです。今後もうちょっと長い目で先生方にも見守っていただいて、その間に、館にいろいろと御助言をちょだいできればありがたいと思っております。お答えになりませんが、ひとつよろしくお願いいたします。

- ○大隈委員 どうもありがとうございました。
- ○御厨分科会長 石川委員、どうぞ。

○石川委員 私からは資料1の7ページ目の要審査文書の審査について確認させてください。「30日以内に利用決定した状況」ということで指標が挙げられているのですが、そもそも30日以内という基準が適正なのかどうか、私には判断しかねます。これは要審査文書をするときの慣例から定めたのか、大体これぐらいかかるということで、定めたのかどうかを教えていただきたいということです。それから、この要審査文書1冊を審査するのにどれぐらいの人数が携わっていて、どういう専門家の方が入っているのかということについて、もう少し詳しく教えていただきたいというのが1点目です。

○公文書館 この30日というのは、基本的に情報公開法の開示決定の基準を参考にしております。申し込みの翌日から起算しまして30日以内にお答えするということです。もともと私どもは保存期間の満了した行政文書を受け入れていますので、そういうこともありまして、現時点では情報公開法と同じ基準でということになっております。

それと、実は私どもの方は情報公開法と違いまして、私どもが作成した文書ではなくて、 各省で作成したものを保存期間が満了した後に移管してもらっております。また、公文書 管理法ができましたときに、法の16条で利用制限情報の該当性の判断に当たっては、時の 経過ともう一つ移管元機関の意見の参酌ということが義務づけられておりますので、移管 元機関から意見が付いている場合には、必要に応じて移管元機関に対して意見をもう一度 確認するということも行っています。やはり 30 日程度は相手方の回答もありますので、必要と考えております。

先ほどの文書ですけれども、実は私どもに入ってきているものには戦犯とか外交関係の 文書などで、いろんな外国語で書かれているものがあります。また、過去の判決文書なん かですと崩し字で書かれているものも結構ありまして、内容的には時の経過を考慮して、 できるだけ公開するのですけれども、やはり犯罪に関するようなものはまだ一定期間利用 制限が必要ですので、その辺りを審査しております。一概に資料の内容がすぐわかるとい うものではないということについて御理解をお願いいたします。

○小河理事 今の件なんですが、若干申し上げたんですけれども、1つには BC 級戦犯関係の資料が法務省から十何年前にどさっと来ております。その関係について組織立って大量に閲覧を申し込まれている場合がある。それから、近年でございますが、厚生労働省の方からいわゆる援護局関係、抑留関係の文書について大量に来ております。その関係について大量に利用請求権化されまして制限もなくなりましたということで、御理解はいただいておるんですが、大量に閲覧を申し込まれている場合がございます。

外国関係文書については基本的に外交史料館にあるんですが、実は外交関係でありますと、例えば日韓関係になりますと外務省にあるものと旧大蔵省、財務省からこちらに移管しているものもございまして、外交関係における機微にわたるもの、安全保障に係るもの、個人情報にわたるものというのは非常に大量に閲覧請求されているということから、長期化しているものもございまして、これについては国民の権利を保護する観点から、我々としてはいかんともしがたいところがあるんですが、それにしても長期滞留化している傾向がございますので、これについてはできれば来年度において人員を増強する。特に先ほど申し上げました崩し字だとか外国語といったものについては、短期的には人員を増強しないとなかなか処理が難しいのかなと考えておりまして、1年の経験を踏まえて我々も来年度できれば対処したいと考えております。

○石川委員 わかりました。ありがとうございます。

次に2点目なのですが、9ページに新たな試みとして従前の常設展に代わり、月替わりの企画展をされたということをあげられています。こちらの記述を見ると、資料3の51ページには何人が来場されたということが書かれているのですが、企画展を実施した場合、実施しなかった場合とを比べて、やった後の効果というか、通常この時期だと何人ぐらい来場されていて、それよりも増えているのか減っているのかについて確認させてください。

もう一点、先ほど監事さんの方から、PDCA サイクルの観点でチェックをしているという ことを伺いましたが、この常設展をすることによって、また来年度、どのようなことを実 施することを考えられているかについて、お伺いしたいと思います。

○公文書館 これまでは、春の特別展と秋の特別展の間はレプリカを中心とした常設展を やっておりました。春と秋の間、秋と春の間ではテーマを変えていましたので、年2回は 展示替えをやっていました。ただし、展示期間が長期間になることから、原本展示はなか なか難しいのでレプリカとかパネルがメインになっていました。それを今回は展示期間を 1か月ぐらいに縮めることによって、より多くの原本展示を可能にすることによって、や はりオリジナルが持っている、原本の持つ魅力を見ていただくことができるようになりま した。

済みません、数字はきちんと把握していないので申し上げられないのですが、常設展との比較ということで言いますと多分、増加にはなっていると思います。正確な数字は後で確認させていただきます。

来年度以降のことについてというお話でございますが、今年は、耐震工事で館内での展示ができませんので、25年の特別展以外の展示についてやる人いませんかと、公募を募っているところでございます。とは言えこれは本来業務の上にオンされるような形になりますし、今年の業務と来年の本来業務が同じかという問題点もありますが、複数の方からは既にやりたいという御要望をいただいておりますので、できればそういう方向で更につなげていきたいと思っております。

○石川委員 わかりました。ありがとうございます。

最後に16ページ目の、「外国の公文書館との交流推進」としてオマーンの職員の方を2 名受け入れたということがありますが、これは、なぜオマーンからの受け入れだったので しょうか。おそらく、オマーン側からの依頼があったとは思われるのですが、その辺りの 経緯などを教えていただきたいと思います。

○公文書館 これは昨年度初めてではなくて、もともと数年前にオマーン大使がこちらを訪れまして、何か協力をできないかみたいなことを相談されまして、そこから始まったものなんですけれども、2~3年前から2名を修復研修生として受け入れたという経緯です。○高山館長 少し補足させていただきますと、たしか記憶に間違いがなければ2009年度だったと思いますけれども、実はオマーン大使館と外務省との間で恐らく何らかの接触があって、外務省を通じて国立公文書館の方にオマーンでこういう希望が出ているんだけれども、受け入れられるかというお問い合わせがありました。そこで、喜んでお受けいたしましょうということで、2010年度から始まって、昨年まで2年間2名ずつオマーンから派遣されてまいりました。オマーンとしてはオマーン国の首都で今、国立公文書館を、かなり当館に比べて規模が大きいようでありますが、それを建設中らしいので、そのための要員をどんどん充足していかなければいけない事情にあるようです。それで職員予定者を日本に送って養成するということで、今年もまたお見えになるという状況のようでございます。○石川委員 わかりました。ありがとうございます。

○御厨分科会長 それでは、4人の委員の方の御質問と回答が終わりました。

私の方から幾つか申し上げたいことがございます。皆さんお触れにならなかったので私 はあえてそこから触れたいと思いますが、それは 26 ページ、いわゆるアジ歴の問題であり ます。 アジ歴は一応当初計画が済んでしまった。しかし今後も続けなくてはいけないということで、また新たに頑張り始めたというところが実情だろうと思います。

私はこのアジ歴に関して言えば、もっと実は進めなくてはいけないと思っていまして、これは絶対にこれで終わりということはないわけです。当初のところは終わった。その終わったところで利用している方から言いますと、物すごく当初考えていた以上にアジ歴の利用度というのは、先ほど館長が言われたようにデジタルアーカイブしたことによって画期的に違ってきた。

最近、私が拝見しているドクター論文とか研究者の卵が最初に出される本、研究書を見ても、アジ歴のデジタルアーカイブから従来ではとても引用できなかった、引用できなかったというのはそこにそういうものがあるというのがわからなかったものが、やはりテーマ別に検索をいろいろかけていくと出てくるということで、今の若い研究者にとってはあれから入るというのが当たり前になっていまして、私のようにもういわゆる紙媒体で一生懸命探し回ってやるというのは絶滅種になってきている状況ですので、是非私は3機関以外にもというふうにおっしゃったんですが、具体的取組みを進めたいと言われたこの部分に関しては、私はもっともっと、これはまた予算の問題等ありますから大変だろうと思うんですが、館からももっとそこを訴えていただき、我々利用者の方もそこを更に一般的にアピールしていった方がいいと私は感じておりますので、これは今日、平野先生おいでになっていらっしゃるので、平野先生に一種の応援の意味も込めて、ここは是非充実していただきたいということをまず申し上げます。

それから、今年は確かに最初の年度で、公文書の今までの存在が保存の問題を含めて画期的に変わった最初の年です。それを要するにこれだけの人数で、多少その専門職が増えたとは言え、従来の人数でおやりになるというのは大変なことだったということを、まずお察し申し上げます。

その上で、やはり多分先ほど内部統制の話もありましたけれども、恐らく館としてはこれまでのように決められた幾つかの事柄に関して職務精励であるというよりは、むしろこれから出てくるいろいろな中間書庫でもそうでしょうし、いろんなものに対する対応の度というのが、待っていて大体その法令に従ってこうこうという部分もあるでしょうが、それ以外にもう少し積極的にこちらの方からやっていかなければいけない部分があるのではないかという気がいたします。

具体的に幾つか申し上げますが、1つは先ほど理事が言われたので私もなるほどと思いましたけれども、まだまだ要するに新しい公文書管理法の下でどうやって各省残すものと残さないものという、非常にこれまでの慣習で来ると頭にないものですから、ついつい捨ててしまうんです。その廃棄の方に審議会の資料が入っていたというのはすごく象徴的で、私もこれ以前だったら大体どこの部署に行っても最初に捨てるのは審議会資料なんです。これはどこかでとってあるだろうというのでぼんと捨ててしまう。ですからこれは悪気があってやっているわけではないけれども、というのが1つでございます。だからこの辺は

是非、これは恐らく1つにはそういうこれからのという部分で、歴史的に意味のあるもの をどうやって残していくかという点は、ますます頑張っていただきたいというのが1つで す。

同時に私が幾つか見聞きをした、あるいはここから先は非常にぼかして申し上げますけれども、幾つかの省庁で困っているという話を聞きました。それは歴史的に。要は線引きを自分たち内部でやろうと思っても、どうもできない。できないものについてはしようがないから、いずれ書庫の中でも廃棄されるに近いようなところに皆持って行って、そのまま置いておいて触らないという状態になっていて、何年か経ったらこれは廃棄処分なんだねということで廃棄しようというふうな、中身がわかって、わかった上でこれは残しておきたくないという高尚な判断ではなくて、残しておいていいかどうかわからないので、とにかくそれを昔と同じように端の方に持って行っていると、いつの間にか廃棄の方に入ってそのままなくなるという、そういうような形に押し込まれそうになっている文書が幾つか間違いなくございます。

私が相談に乗ったものについては、これは大変な資料だから、このまま自然消滅させるような方向に行くのは極めてまずいということを申し上げておきましたけれども、多分そういうようなことが各省でいっぱいある。そこは公文書館として正面からそういうことは言えないと思いますけれども、そういうものを持ってみんなうろうろしているという実情がありますので、そこはもう一つ頑張っていただきたいというのがございます。

それから、先ほど大学法人のアーカイブの問題がございました。これも私はずっと公文書の管理委員会にもおりましたし、両方見ていた私の経緯から言いますと、当初この公文書管理法を施行する前の段階では、要するに大学法人のアーカイブをどうするかなどということについて、議論をして、きちんとある方向性を見出すなんてことは到底時間的余裕がなかった。これは間違いありません。当時、公文書管理課の人と話したときも、これはまだ先の話だよねと。こんなのすぐに来られてしまったら大変だよねという話が実際に交わされていたのは私は知っています。

そういう状況の中で実際に始まってみる。始まって見るとこれも私も何人かから相談を受けたからあえて申しますが、現実に大学はアーカイブに困っています。そして先ほどもちょっとお話がありましたけれども、大所はいいんです。それ自体がアーカイブの対象になるような大学は全然構わないです。そうではない大学は本当に困っていて、藁をもすがる思いでもし預かってくれるなら預かってもらいたいという、つまり預かってもらうという発想で今、先ほど藁をもという話がありしたけれども、その藁をつかもうとしているところが結構たくさんあるという感じがするんです。

だからそういうところでこちら側がどういう対応をするか。それはこういう対応をしますという機械的な話は勿論わかるんですけれども、それ以上にもう少し藁をもに対して、 藁よりはもう少ししっかりしたものをつかませてあげる方が、私は公文書館の対応として はいいのではないかという感じがこれもしております。これが2つ目です。 もう一つ申し上げておきたいのは、先ほど寄贈文書の件がございました。西園寺とか鈴木、南弘云々という、これは多分いろんな状況でどうしてなったかという部分を私は一部についてはよく知っております。この国立公文書館がまだ牧歌的な時代だったころに突然持ち込まれて、そのままになっていったものがあるということも私は知っておりますが、とにかく、しかしそれが正規にここのものとして受け入れられた。

そうしますと、この部分は明らかに私文書です。私文書である場合はこの公文書館がだからと言って受け入れてはいけないということは全くなくて、新しいあれによれば積極的にこういうものも入れられることになりましたから構わないんですが、国会図書館の憲政資料室で長くこれをやっておりまして、そこと何らかの意味で情報の交換ぐらいはされた方が、勿論この公文書館で私は預かるべきものも増えると思いますが、あそこもあっぷあっぷですから、だけれども、そういう連絡程度は少しなさっておいた方が、多分今後、これも利用者の方からすると便利。どちらにあって、どうあってということも含めて、そこをすっと併せて評価の中には申し上げておきたいということであります。

最後になりますが、今日もいろいろと我々の方の無知がゆえにいろんな質問をして、御回答をいただいたんですけれども、私は前回のときもちょっとそう思いましたが、全体としてこれから説明能力というものを多分この館自体が、つまり公文書館自体が問われる状況の中で、まだ事務局の皆さんの中の対応というのがややこちらから見ると隔靴掻痒。

そして幾つか質問を重ねているうちに出てくる答えが、質問に対して寄り添うような例えばエピソードを含んでいるとか、こういう事例があるという中身がわかるような、そういう納得的な話ではなくて、最終的にどうも法律の方に戻っていってという、ああいう形の要するに私は答弁というか説明というのは、これからの館にとってはむしろ全体として私は不利になるのではないかと思いますので、どうぞその辺はまたいわゆる館の方の説明能力。それは恐らく先ほどおっしゃったここが唯一の国立の公文書館であるということの使命と必ず結び付いてくると思いますので、その点についてはより一層御努力をいただいた方がいいのではないかということを思っております。

以上、お答えを特にいただくというよりは、私の感想が中心ですが、もしそちらからあれがあれば、館長の方からでも何か言っていただければと思います。

○小林課長 それでは1つだけ、アジ歴のことにつきましてせっかく御厨先生に御指摘いただきましたので補足説明させていただきますと、アジ歴につきましては御案内のように内外の研究者の方々におかれましても、非常に高い評価をいただいているものと考えております。そして、先ほどの石川先生の御指摘とも関連するのですけれども、その活動は、良好な国際環境の整備でありますとか、調和ある対外関係の維持及び増進、このような観点からも非常に大きな役割を果たしているところであります。

したがいまして、アジ歴の在り方について今後どのようなことが適当であるのかという 点につきましては、御厨先生の御指摘も踏まえまして、また、館とも相談しつつ、私とし ても鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。 ○平野アジ歴センター長 アジア歴史資料センターセンター長の平野でございます。御厨 分科会長には大変ありがたい応援をしていただきました。その上、今、小林課長からもサ ポートをいただきまして、アジ歴として舞い上がるように嬉しい心境です。

改めてもう一つお礼を申し上げますと、冒頭の資料1に則したアジ歴の説明を大津次長が大変丁寧にやってくださいました。お礼を申し上げるべきところでありますが、実はお礼を申し上げなくてもよく、大津次長は今、アジ歴の次長でもあられるわけであります。

御厨先生から先ほど叱咤激励を頂戴しましたが、昨年度アジ歴は評価委員会分科会から厳しい御指摘をいただきました。それが大きな励みになりまして、当該年度1年間、目に見えないようですが、アジ歴は大きく変わりました。先ほどおっしゃいましたように、一度終わったと言われても仕方がない10年目だったのですが、その苦境を乗り越えるということで1年間努力をいたしまして、大きく転換いたしました。

一つは、従来の3館に依存して待っていればデータが増えるという状況ではなくなりましたので、何とかその3館から引き続きデータを提供して頂こうという努力をしたということがあります。

もう一つは、3館以外からどうやってデータを増やせるかということで、新しい試みを始めるようになりました。それは、私も素人でわからないところがあるのですが、要するにシステムの面での工夫でして、今までとは違って目録データはアジ歴方式にするけれども、データそのものは提供先の持っていらっしゃるデジタルデータをそのまま使う。利用者の方はそれに気が付かないで、増えたデータの間で横断検索などもできるというようなことが可能であるということですので、これはアジ歴に関する閣議決定にも違反しないことを確認していただきまして、新年度からはそれをやろうとしています。データへのアクセスも少し増えておりますので、利用者にとってはより使いやすいアジ歴になっていくと思っております。これからもよろしく応援のほどお願いいたします。

〇高山館長 御厨先生から大変貴重な御示唆をいただきまして、私としては大変ありがたいし、大変責任が重いなということを感じているところでございますが、大きく3点御指摘をいただいたかなと思っております。

1つは大学アーカイブズで、それぞれの大学が藁をもつかむ気になっているときに、お前たち、もうちょっと藁よりましなものを出せないのかという御指摘でございますが、これはまさにおっしゃるとおりだと思うんです。だけれども、今まで藁すら出せなかった。その理由はなんだろうかと言いますと、私としては言いたくないんですけれども、ヒトもカネも無いよということで、それで1つはこれは冒頭に野口先生からも御指摘があった、地方に対して国立公文書館は何もしていないという指摘もありますし、そういったときにいつも私は逃げ口上ではないかなと思いながら申し上げるのが、先ほど私も回答として申し上げましたデジタルアーカイブや、デジタル化を推進していると逃げ口上を御披露しています。

もう一つは何かといいますと、ポータルだということを申し上げています。大学アーカイブズについて少ししばらくの間はポータルアーカイブズ、ポータルサイトとして国立公文書館が機能していくという形で対応していくしかしようがないのではないかと考えております。確かに旧帝大を始めとする大きな大学法人、特に公文書管理法の中で「国立公文書館等」の中に含めるというふうに言われている大学は別かもしれませんが、それ以外にも東京大学のような一番大きなところもまだ残っているわけですけれども、小規模な大学において、確かにいろいろと文書がたまってきた。それを何とかしなければいけないというのは大きな問題だと思いますが、1つの組織を運営していくという中で、アーカイブズをきちんとつくるという文化を日本の社会でもつくってもらわなければいけない。だから大学も例外ではない。それぞれの大学で小さいながらに初歩的でいいからアーカイブズになりうるものをつくっていただきたいと思います。ただし、それがほかの機関あるいは利用者との間のバッファーになる機能というのは国立公文書館がやりますよという形で、ポータルサイト的な役割をする程度でしばらくの間は御容赦いただきながら、その間に、国立公文書館の力を付けていくしかしようがないかなと考えております。

憲政資料室の問題を2番目に挙げていただきました。これは私も常日ごろから問題だなと思っているんですが、ともかく御厨先生御指摘のように連絡会程度あるいは何らかの形での交流、交渉というのは持ちたいと思っております。実は御厨先生が提唱してくださって、大変我々アーカイブズの間で勇気づけられております震災アーカイブズにつきまして、国立国会図書館の大滝館長との間で「いろいろと一緒にやりましょう」という話が進んでおります。昨日も大滝館長と一緒になりまして、その話の確認をしたところでございましたけれども、憲政資料室についても、大滝さんは決してそれを外そうというようなお気持ちはないと信じておりますので、これは是非なるべく速やかに交流をやらせていただこうと思っております。

3番目に御指摘のあった説明能力の話は、この改善は厳しいなというのが私の感想です。はっきり申し上げましてこれは国立公文書館の文化なんです。この文化を変えるというのは、国立公文書館でなくなることです。すなわちこれは、内閣府の文化かもしれない。そういう文化の中で職員の皆さん育っているわけですから、これをどう変えるか。それを変えるのがお前みたいな外から来た人間の役割だと言われたらそれまでなんですけれども、私の力では力不足だなと思わざるを得ないことがあるんですが、直接国民、主権者を相手にしているということを考えますと、これは利用者から求められているものは何だろうか、それに対して納得のいく説明はどうしたらいいんだろうかということはビジネスの世界で言うところの「顧客満足(CS)」に相当するかと思いますが、折に触れてそれぞれの人にこの顧客満足とは何かということを考えていただくということを、これからも粘り強く続けていくしかしようがないのかなと考えております。

そんなことでお答えになりませんけれども、本当に御指摘ありがとうございました。及ばずながら少しずつ努力をさせていただきたいと存じます。よろしくお見守りいただきたいと思います。

○御厨分科会長 ありがとうございました。いろいろとないものねだりなど申し上げまして、大変申し訳なかったと思っております。

ほかになければ、いよいよ今度は我々の方の仕事でございますが、委員の皆様におかれましては資料1の項目別評価表と、資料2、例の総合評価表に評価と評価意見等を御記入いただいて、後日、事務局へ提出をお願いいたします。日取りについては後ですね。いただいた評価意見につきましては事務局でとりまとめをいたしまして、次回8月22日の分科会で評価を決定いたします。評価意見の提出日、今後の予定につきましては事務局からの説明がございます。

それでは、大分長くなってしまいましたが、ここで 10 分ほど休憩をしたいと思います。 これまで御苦労様でございました。

## (休 憩)

○御厨分科会長 それでは、休憩前に引き続きまして、議事を進行してまいりたいと思います。

続きまして、平成23事業年度の財務諸表等につきまして、公文書館より説明をお願いいたします。

○大津次長 それでは、引き続きまして恐縮でございますが、お手元の資料 5 を準備させていただいておりますが、平成 23 事業年度財務諸表に基づきまして、その内容の主なものについて御説明をさせていただきます。

2ページ、貸借対照表でございます。左側の科目の資産の部の I 流動資産の中の現金及び預金の約 4 億 800 万円につきましては、その主な内訳は 23 年度末までにまだ支払いが完了しておりません未払金と、運営費交付金の残額などでございます。

右側の負債の部の I 流動負債の中の運営費交付金債務の約 1 億 4,100 万円につきましては、運営費交付金の残額でございます。

その下の純資産の部の I 資本金の政府出資金の約 71 億 7,900 万円は、本館建物あるいはつくば分館の建物と土地など、当館が独法化をいたしましたときに国からいわゆる現物出資を受けましたものの合計額で、前年度と同額でございます。

その下のⅡ資本剰余金のうちの損益外減価償却累計額の約 26 億 1,200 万円は、建物及び構築物の減価償却費の累計額でございます。

Ⅲ繰越欠損金のうちの当期総損失は、約1,800万円でございます。

次に3ページにまいりまして、損益計算書でございます。経常費用の合計額、右端の中ほどのところに約21億2,300万円。こちらは前年度の20億7,000万円と比較いたしまし

て約 5,200 万円の増加となっておりますが、この主な要因といたしましては前半の業務説明の際に申し上げました、震災被災地の被災公文書等の修復支援事業経費などの増加によるものでございます。

次に、その下の経常収益の合計額の約 21 億 2,600 万円が計上されておりますが、こちらは運営費交付金債務から収益に振り替えた運営費交付金収益などになります。また、固定資産を除却したことに伴いまして、臨時損失といたしまして固定資産除却損の約 2,100 万円を計上いたしております。

以上の結果、経常利益は約365万円となりますが、固定資産除却損の臨時損失がございますので、当期総損失は約1,757万円となります。

4ページ、キャッシュ・フロー計算書でございます。一番下のVIでございますが、資金期末残高は約4億900万円で、これは最初に御説明いたしました2ページの貸借対照表の中の流動資産の、現金及び預金の額と一致いたしております。

5ページ、損失の処理に関する書類でございます。23年度に発生しました当期総損失の約1,757万円は、前期繰越欠損金と合せて次期繰越欠損金として繰越処理することといたしております。

6ページ、行政サービス実施コスト計算書でございます。一番下のWIの23年度の行政サービス実施コストは約24億円で、対前年度と比較いたしますと約1億2,000万円増となっております。これは引当外退職給付増加見積額が増加したことなどによるものでございます。

7~9ページは注記、11~17ページは附属明細書となっております。この箇所の詳細に つきましては、恐縮でございますが、説明を省略させていただきます。

20ページ、決算報告書でございます。まず収入のところでございますが、運営費交付金につきましては予算額どおりとなっております。事業収入につきましては約1,400万円の減収。また、事業外収入につきましては約13万円の増収となっております。

支出のところでは、アジア歴史資料情報提供事業費が約 6,800 万円、更に公文書等保存利用経費が約 1,600 万円の残額がそれぞれ生じておりますが、これは主に入札差額や経費の削減などによるものでございまして、それぞれの残額の一部を一般管理費へ流用いたしております。

更に、施設整備費につきましては耐震補強工事の本体工事に要する費用として、約2億4,200万円を執行いたしまして、残りの約1,200万円は耐震補強計画に関する諸条件により、翌24年度へ繰越ししております。人件費につきましては欠員が生じたことなどに伴いまして、約2,900万円の減少となっております。

以上、平成23年度の決算額は約24億800万円で、予算額に対しまして約8,400万円ほど少なくなりますが、これは当事業年度の運営費交付金の年度執行残額及び施設整備費の翌年度への繰越しが主な要因でございます。

なお、21ページにございますように、6月14日付で当館の監事お二方から平成23事業年度の財務諸表及び決算報告書は、監査の結果、適正であると認めるとの監事意見をいただいております。

財務諸表に関しての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 〇御厨分科会長 ありがとうございました。

それでは、財務諸表等につきまして監事の方から意見をお願いいたします。よろしくお 願いいたします。

〇田部井監事 監事の田部井でございます。23年度の財務諸表について次長より説明がご ざいましたので、私が監事としてポイントを4点ほど申し上げさせていただきます。

まず第一点目ですが、重要な会計方針の冒頭に記載していますように、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解が平成23年6月28日に改正されまして、また、それらに関するQ&Aも平成24年3月に改定されているため、改定後の基準を適用しておりますけれども、それは妥当なものと認めております。

第二点目ですが、去年も話題になりました資産除去債務関係でございます。資産除去債務関係で 23 年度中にアジ歴の引っ越しがございまして、昨年度は資産除去債務に関しては、原状復帰費用が不要であるということを申し上げたんですが、引っ越しに伴いまして契約が変更になりました。新たな契約では当然、原状復帰費用の必要性が明記されております。しかし、財務諸表にございますように賃貸借期間に自動延長契約がございます。使用期間が明確でなくて合理的に見積もれないことから資産除去債務を計上しておりませんが、それは妥当なものと判断しております。

もう一か所賃借しているところとして、先ほどから話題になっております中間書庫がございます。こちらについても賃貸借でございますが、自動延長がついております関係から、同じような処理をさせていただいております。

第三点目ですけれども、第三次補正予算で被災公文書等修復支援事業費補助金が約7,000万割り当てられました。主に現地非常勤職員の人件費、消耗品費等に約6,100万使用しておりますが、その支出は妥当なものと認めております。特に1月から3月にかけて東北の極寒の地で作業をされたことは、監事として誇りに思っております。

第四点目でございますが、未処理損失が約 1,800 万円と先ほど申し上げましたけれども、このような多額になった理由は、公文書管理法の施行が影響しております。公文書管理法の施行によって複写収入等が内製化することになりました。この内製化に伴いまして自己収入の予算と実績が大きく乖離してしまいました。これは初めての試みだったので収入予算が読めなかったということと、デジカメの撮影を認めたことに伴いましてデジカメの利用者がかなり多かったということです。そのために最初、自己収入 3,000 万くらいを見込んでおったんですが、残念ながらそこまでいきませんで、予実績の差が損失という形で約1,400 万円ぐらい発生してしまいました。

以上の点も含めまして、当該事業年度の財務諸表等は独立行政法人の会計基準及び我が 国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、館の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。

また、損失の処理に関する書類は法令に適合しているとともに、決算報告書は予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

私の方からは以上でございます。

○御厨分科会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明等につきまして御質問等ございましたら委員の皆様、よろしくお願いをいたします。

- ○野口委員 全くの素人なのでよくわからないのですが、最後の点なんですけれども、コピーかと思っていたらデジカメの利用が多くて、それがこの書類上に表れているという話なんですが、これは今、改善をして利用度がわかったから、この次からはもう発生しないということではないですか。
- ○田部井監事 実は自己収入は複写収入が公文書管理法の施行によってメインになってきております。複写収入というのは複写を依頼されると、1枚当たり何十円という形でお客さんからいただくことになっておりますが、利用者さんがデジカメでその場で撮っていっても構わないんです。デジカメで勝手に撮っていくとお金はもらえません。そうすると、その部分がただになってしまいますので自己収入が減ります。過去、公文書管理法施行前ですとデジカメの撮影が禁止されておりましたので、デジカメで撮るのではなくて全部複写を依頼していたという実態なんです。公文書管理法が施行されましたが、過去の外注先からデータをいただいて予算に計上していたものですから、デジカメ利用者の分が収入減となりました。その結果、自己収入が見積もりほど増えなかったということで、予実績の差額が出てしまったということなんです。
- ○小河理事 その年度との関係でございまして、23年度の実績が出て、24年度の予算にこれを反映するものができないものですから、今、監事の御意見もいただきながら 25年度予算においては実績に近いものに改めようという方向で今、作業をいたしております。
- 〇田部井監事 24年度も予実績の差が生じてしまう可能性が今のところございまして、25年度は多分訂正されていくと思っております。
- ○野口委員 よくわかりました。ありがとうございます。
- ○御厨分科会長 御質問していただいてよかったと思います。やはりデジカメ革命というのはすごいね。自分で撮ってしまうんです。それはどこでもみんなそうでございまして、なかなかいろいろそういう収入に頼ることがだんだんできなくなる状況が、今回はっきりわかったということだろうと思います。

ほかに御質問ございますか。もしこの後、御質問等が出ますようでしたら、それは事務 局まで御連絡をいただいてということで、よろしくお願いいたします。なお、財務諸表に ついては独立行政法人通則法第 38 条により、主務大臣が財務諸表等を承認するに際して評価委員会の意見を聞くことを求められております。つきましては、御専門であられます大隈委員に御検討をいただきまして、次回分科会において御検討の結果を御報告いただき、その後、評価委員会としての意見をとりまとめたいと思いますが、大隈委員、よろしゅうございますでしょうか。

- ○大隈委員 はい、かしこまりました。
- ○御厨分科会長 それでは、よろしくお願いいたします。

以上で本日予定をいたしました案件は終了いたしました。委員の皆さんにおかれては厳 しく評価を行っていただき、多くの評価意見をいただきたいと考えております。いただい た御意見等を基に次回、分科会において評価をとりまとめたいと考えております。

それでは、事務局から資料7、今後の開催予定について御説明をお願いいたします。

○小林課長 事務局でございます。お手元の資料7を参照願います。

まず、今後の開催予定でございますけれども、本日は第35回の分科会ということで開催させていただきました。

そして次回でございますけれども、第 36 回分科会を 8 月 22 日水曜日、本日と同じく 14 時から開催の運びとなっております。会場につきましては本日と同じく国立公文書館において、会場も同じところというところでございます。

次回に平成23年度業務実績の評価を決定することになります。その後、8月27日月曜日開催の評価委員会におきまして、分科会の決定事項を報告する段取りになっているところでございます。

その後でございますけれども、秋になりますと評価委員会、日時は未定となっておりますが、開催されます。年明けには2月から3月ごろに評価委員会と各分科会が予定されているということで、ここでは評価基準につきまして御相談する流れになっております。

評価表の提出についてでございますけれども、本日この後、委員の皆様方に様式1の項目別の評価表、様式2の総合評価表の電子媒体を電子メールにて送付させていただきます。様式1、様式2それぞれ評価とその理由を記入していただきまして、締切りは非常に期間が短くて恐縮でございますけれども、8月6日月曜日に必着ということで提出をお願いしたいと思います。それぞれの委員の先生方お忙しいことと思いますが、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

○御厨分科会長 よろしゅうございますでしょうか。8月6日月曜日ですね。去年よりは 多分最初に提示されたあれがゆっくりしていると思います。去年はびっくりするほど短く て、非常に狼狽をした覚えがありますが、今回は非常にありがとうございます。8月6日 で別に結構であるというわけではありませんが、努力目標として頑張れるということでご ざいまして、それでは、それでやらせていただきたいと思います。 この際、特に御意見、御質問等ございましょうか。特にございませんでしたら、以上を もちまして本日の分科会を終了いたします。長時間にわたりどうも御協力ありがとうござ いました。